

# 聴覚障害学生 サポートブック

-18歳から学ぶ合理的配慮-

自分らしく  
学ぼう!

基礎編

障害者差別解消法をやさしく説明!

事例編

こんなときどうなるの?に答える!

実践編

ジブンを知ろう!伝えよう!

解説編

より深く理解したいときに!

## 冊子を手にとってくださいみなさんへ

この冊子は、これから大学に進学したいと思っている聴覚障害のある高校生や、大学で学ぶ聴覚障害学生を応援するために作りました。

冊子は5つの章に分かれています。はじめから順番に、全部を読む必要はありません。もしどこから開けばよいのかわからなかったら、次ページの「立場別！こんな時にココがおすすめ！」を参考に、あなたに必要な章を見つけて読んでみてください。

聴覚障害学生や、これから大学で学びたいと考えている高校生のみなさんが「障害者差別解消法」を味方につけ、自分らしく生き生きと学び、社会に羽ばたいてくれることを祈っています。

また本書は、関係する教職員の方にもぜひお読みいただきたいと考えております。障害者差別解消法について理解を深めていただくとともに、聴覚障害学生に寄り添った支援の実施にお役立ていただけますと幸いです。

「聴覚障害学生サポートブック ―18歳から学ぶ合理的配慮―」  
編集グループ より



## 立場別！こんな時にココがおすすめ！

### 高校生のあなたへ



- ・大学で勉強したいので準備を始めたい。
- ・大学に支援を求めているのかわからない。
- ・大学に支援を求めるにあたって、背中を押してくれる知識がほしい。  
➡ 第1章 基礎編1 法律について学ぼう (p.6)
- ・大学がどんなところか知りたい。  
➡ 第2章 基礎編2 大学について学ぼう (p.14)
- ・こんなときはどうなるの？事例を通して学びたい。  
➡ 第3章 事例編 (p.32)
- ・学びたい大学の情報を集めたい。  
➡ 第4章 実践編 ワーク1 大学の情報を集めよう (p.60)
- ・自分の進路や支援ニーズを整理したい。  
➡ 第4章 実践編 ワーク2 自分らしく学ぶために (p.74)
- ・大学に合格したので、入学後の支援について具体的な相談がしたい。  
➡ 第4章 実践編 ワーク3-1  
支援について相談しよう—初めての相談編— (p.89)  
※相談の前に自分のことを説明する準備をしたい人は、  
ワーク2を先にやりましょう。
- ・障害者差別解消法について、もっと詳しく知りたい。  
➡ 第5章 解説編 (p.130)

## 大学生のあなたへ



- ・大学に支援を求めているのかわからない。
- ・支援を求めるにあたって、背中を押してくれる知識がほしい。  
➡ 第1章 基礎編1 法律について学ぼう (p.6)
- ・学内で支援を利用する時の流れを知りたい。
- ・学内のどこに相談すればいいのかわからない。  
➡ 第2章 基礎編2 大学について学ぼう (p.14)  
第4章 実践編 ワーク4 相談先を知ろう (p.111)
- ・こんなときはどうなるの？事例を通して学びたい。  
➡ 第3章 事例編 (p.32)  
※自分が必要な支援は、第4章 ワークで整理しよう。
- ・何を相談したらいいかわからない。  
➡ 第4章 実践編 ワーク2 自分らしく学ぶために (p.74)
- ・どうやって相談を進めたらいいのかわからない。
- ・支援が始まったけれど課題があって解決したい。  
➡ 第4章 実践編 ワーク3 支援について相談しよう (p.89)
- ・身の回りの頼れる人や場所を見つけたい。
- ・相談が行き詰まっていて、他の相談先を知りたい。  
➡ 第4章 実践編 ワーク4 相談先を知ろう (p.111)
- ・自分の権利を護るための力をもっと身に付けたい。  
➡ 第4章 実践編 ワーク5 セルフアドボカシースキルを確認しよう (p.126)
- ・障害者差別解消法について、もっと詳しく知りたい。  
➡ 第5章 解説編 (p.130)

## 教職員のみなさまへ

本書は教職員の皆様にもご活用いただける内容となっております。障害者差別解消法について知りたい時（第1章、第3章、第5章）や、一般的な支援の流れを知りたい時（第2章）、聴覚障害学生の支援ニーズを引き出したい時、学生と共通のフォーマットを持って相談をしたい時（第4章）など、ぜひご参照ください。

# もくじ

## 第1章 基礎編1 法律について学ぼう

大学生活と障害者差別解消法	6
---------------	---

## 第2章 基礎編2 大学について学ぼう

高校と大学の違いは？	14
大学で過ごす4年間	18
支援ってどうやって利用するの？	
知っておこう！大学の組織と運営	21
支援を受けるまでの流れを確認しよう！	24

## 第3章 事例編

事例1 バasketボールは危ないからダメ？！	32
事例2 大学の授業には教科書がない！！	35
事例3 パソコンノートテイクじゃ満足できない！	38
事例4 レポートを書いていないのに点数がもらえる？！	42
事例5 聞き取れないとダメ？	45
事例6 情報保障は授業だけ？！	48
事例7 先生の好意はありがたいけれど…？！	50
事例8 マイクをまわすのは負担になる？	53
事例9 見直してほしいけど…？！	56

## 第4章 実践編

ワーク1-1 大学の情報を集めよう—インターネットで調べよう—	60
ワーク1-2 大学の情報を集めよう—メールを送ろう—	62
ワーク1-3 大学の情報を集めよう—情報を整理しよう—	68
ワーク2-1 自分らしく学ぶために—“自分”発見！—	74
ワーク2-2 自分らしく学ぶために—発見！学びたいこと・必要な支援—	80
ワーク2-3 自分らしく学ぶために—自分の“トリセツ”を作ろう—	83
ワーク3-1 支援について相談しよう—初めての相談編—	89
ワーク3-2 支援について相談しよう—現状の整理編—	96
ワーク3-3 支援について相談しよう—問題解決編—	101
ワーク3-4 ロールモデルを見つけよう	110
ワーク4-1 身のまわりのリソース・相談先を知ろう	111
ワーク4-2 もし相談につまずいたら？相談先を知ろう！	118
ワーク5 セルフアドボカシースキルを確認しよう	126

## 第5章 解説編

【解説】障害者差別解消法	130
障害者差別解消法 Q&A	144

## 第1章

# 基礎編 1

## 法律について学ぼう

聴覚障害学生がキャンパスライフを送る上で切っても切り離せないもの。それが「障害者差別解消法」です。

障害者差別解消法は、聴覚障害学生が大学で支援を受けながら学ぶための、その根拠となる法律です。つまり、「聴覚障害学生が『支援がほしい』と伝えたら、大学はそれに応じる努力をしなければならない」ということが書いてあります。

でも、法律ってなんだか難しそう・・・  
そんなイメージをもつ方のために、できるだけやさしく解説しています。

高校生

大学生

社会人

## 基礎編 1

## 大学生活と障害者差別解消法

## 知っていますか？ 障害者差別解消法

みなさんは、2016年4月に施行された法律の存在を知っていますか？

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる「障害者差別解消法」という法律で、障害学生の大学生活に大きく影響を与える法律です。この法律の中では、障害を理由に学生の入学や授業受講を拒んではいけないこと、障害のある学生に必要な配慮を積極的に提供していかなければいけないことなどが定められています。

「そんな法律があったの？」なんて驚いている人もいるかもしれませんね。

「そんな法律があるんだったら、僕達の大学生活は安心！」と思った人もいるでしょうか。

そう、この法律は、障害のある学生の大学生活を支えるために、とっても大きな役割を果たしてくれるものです。



## ポイントは意思表示！

でも、ちょっと待ってください。この法律の中には、必要な配慮を提供する大前提として「障害学生から意思の表明があった場合」という文言が盛り込まれているんです。ということは、「どんな場面でどんな支援をして欲しいのか」を学生自身が伝えていかなければいけないということです。これを「意思表示」といいます。



【ポイント】  
支援を申し出るのは本人！

「そんなこと言われても、大学生活のイメージもできないのに、どうして欲しいかなんてよくわからないよ」そう思った方、安心してください。

このガイドは、そんなあなたのために大学と上手にやりとりをしていく方法を解説したものです。障害のある学生が障害のない学生と同じように大学生活を楽しんでいくためには、大学との「対話」が大切です。そしてその対話のためには、ある程度の知識も必要です。

「法律って、いったいどんなことが書かれているの？」

「大学には何を願えばいいの？」

「そもそも大学ってどんなところなの？」

こんな疑問を抱いているみなさんのために、基礎編では、まず大学との対話に必要な基礎知識について説明していきます。

## 障害者差別解消法って？

はじめにも説明した通り、大学生のみなさんにとって、とても重要な意味を持つのが「障害者差別解消法」という法律です。この法律は、大きく以下の二つのことを定めています。



## □ 不当な差別的取扱いというのは？

「不当な差別的取扱い」というのは、障害を理由にさまざまな場への参加を断られたり、制限を付けられたりすることを指します。

例えば、こんな話を聞いたことがある人はいませんか？

- 
- ・入学試験について問い合わせたら、障害を理由に出願を断られた。
  - ・ある専攻に進みたいと話したら、「障害があるので難しい」と言われた。
  - ・講演会に参加したかったのに、「障害学生は遠慮してほしい」と言われた。
  - ・3つの中から自由に選べるはずの選択授業について、「障害学生はAとBのどちらかにしてほしい」と言われた。

これらは、いずれも不当な差別的取扱いにあたる可能性が高い例です。もちろん、中にはどうしてもやむを得ない事情（正当な理由）があって、参加を断ったり、制限をつけたりせざるを得ない場合もあるかもしれませんが、そんな例を除いて、障害者差別解消法で禁止されています。

## □ 合理的配慮というのは？

「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮」（以下、合理的配慮）というのは、障害のある人が感じる困難を取り除くための調整のことです。

みなさんの多くは、障害ゆえにいろいろな困難を感じていて、単にその場に参加してもいいと言われても、それだけでは他の参加者と同じように情報を得たり、議論に参加したりできない場合があると思います。



このように、障害者の社会参加を妨げる困難（バリア）のことを「社会的障壁」といいます。この社会的障壁を取り除くためには、大学や周囲の人からのさまざまな配慮が必要ですよね。これらの配慮のことを、「合理的配慮」といいます。

例えば、先輩たちが利用している合理的配慮には、以下のような例があります。

- ・話の内容を理解するために、「ノートテイク」を配置してもらう。
- ・グループディスカッションの場面で、「手話通訳」を準備してもらう。
- ・先生の音声聞き取りやすいように、「FM マイク」を使用してもらう。
- ・ビデオを使用する授業で、内容がわかるように「ビデオ字幕」を挿入してもらう。

**義務化**

これらは、いずれも聴覚障害のある大学生が利用している合理的配慮の代表例で、障害者差別解消法では、大学がこうした合理的配慮を提供するよう義務づけています（詳しくは解説編参照）。

解説編  
p.130

9

## すべての大学に適用されるの？

障害者差別解消法は、障害者の日常生活・社会生活全般を対象にした法律で、すべての大学に適用されます。また、大学だけでなく、小学校・中学校・高校などの教育機関や役場や公民館などの公的施設、病院・デパート・レストラン・映画館など、民間の事業者が運営するサービス施設など、あらゆる事業者が対象になっています。



ただ、ポイントになるのは公的機関（法律では「行政機関等」と書かれています）が行う事業・サービスと、民間事業者が行う事業・サービスでは、義務の性質が異なるということです。特に大学の場合、国公立大学は「行政機関等」、私立大学は「民間事業者」に分類されています。このため、合理的配慮の提供については、私立大学は「努力義務」になっている点で注意が必要です。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱いの禁止	法的義務	法的義務
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務
対象となる機関の例	行政機関、公民館、公立病院、公立学校	民間企業、私立病院、レストラン、映画館、商店

ただ、努力義務といっても“努力をしなければいけない”ことに変わりありません。また、文部科学省も、国公立・私立の違いがあるにも拘わらず、合理的配慮の提供を強く求める文書などを発行していますので、この点は知識として知っておくとよいでしょう（文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告」。詳しくは解説編参照）。

解説編  
p.133

## どうしてこんな法律ができたの？

障害者差別解消法ができた背景には、障害者の権利に関する条約、いわゆる「障害者権利条約」に関わる動きがあります。

障害者権利条約というのは、障害のない人が当たり前に持っている権利を障害者にも平等に保障していくことを目指した国際条約です。この中では、「障害の社会モデル」という考え方が示されています。

### □ 障害の社会モデル

障害のある人には、「目が見えない」とか「耳が聞こえない」という状況があります。けれども、同じように耳が聞こえない人でも、Aさんは、専属の手話通訳者と一緒に働いていて、周りの人と自由にコミュニケーションができる。Bさんは、だれも手話のわかる人がいない環境にいて、いつも周りの会話から取り残されるなんていう状況にあるとしたら、二人が感じる障害の大きさは、きっと大きく異なると思いませんか。

このように、障害というのは、その人の持っている障害そのもの（機能障害）のほかに、その人を取り巻く環境やそこにあるバリア（社会的障壁）によって大きく変化するものです。

では、こうしたバリアを作り出しているのは、いったい誰なのでしょう？ 障害者本人でしょうか？ それとも、障害者の存在をあまり深く考えずに、ものごとを生み出してきた社会の側なのでしょう？

障害者権利条約では、これを社会のしくみに問題があると考えました。これが「障害の社会モデル」と言われるものです。だからこそ、社会全体でこうしたバリアを取り除いていく努力をしなければいけないし、そのために「合理的配慮」が必要という考え方を示しているわけです。

## □ 今よりもっといい大学を作るために

障害者権利条約や障害者差別解消法の考えに基づくと、合理的配慮の提供は社会の義務であり責任です。

- ・入りたい専攻があったけれど、障害ゆえにあきらめざるを得なかった。
- ・受けたい授業があったけれど、障害学生は履修できないと言われた。
- ・何らかの支援が欲しかったけれど、無理と言われたので仕方なくわからないまま我慢した。

こんな経験があるのだとしたら、それはその大学のしくみに問題があると思いませんか？みなさんが他の学生と同じように安心して学習できるように、そしてそんな環境を後輩たちに残してあげられるように、ぜひ勇気をもって声を伝え、大学と「建設的対話」を行いましょ。建設的対話とは、合理的配慮の内容を決めるための話し合いのことです。前向きな対話を重ねることで、あなたと大学の未来が開けるでしょう。

障害者差別解消法のもっと詳しい説明は、p.32からの事例編で説明しています。こんな時はどうしたらいいの？と思ったら、ぜひそちらをご覧ください。また、この冊子の巻末には、さらに詳細な解説を掲載していますので、じっくり勉強したいときにはこちらをあわせて見てみてください。

事例編  
p.32  
解説編  
p.130

## 第2章

# 基礎編 2

## 大学について学ぼう

基礎編 1 では、障害者差別解消法が、聴覚障害学生の学生生活にどのように影響するかを学びました。

とはいえ、高校生にとって大学は未知の世界。支援が受けられることはわかったけれど、じゃあどうしたらいいの？と思っている人もいるかもしれません。この章を読むことで、オープンキャンパスから、支援を受けながら学び始めるまでの、イメージトレーニングをしてみましょう。

支援をまだ受けていない、または相談をし始めたばかりの大学生にも参考になります。

高校生	大学生	社会人
-----	-----	-----

### 基礎編 2 大学について学ぼう

高校と大学の違いは？	p.14	●	
大学で過ごす 4 年間	p.18	●	●
支援ってどうやって利用するの？			
知っておこう！大学の組織と運営	p.21	●	●
支援を受けるまでの流れを確認しよう！	p.24	●	●

## 高校と大学の違いは？

みなさんは大学にどんなイメージを持っていますか？専門的な勉強をするところ？確かにそれも正解ですが、それだけではありません。

大学では、専門的な知識・技術を学びますが、これをいかして社会で活躍するためには、幅広い教養を身に付け、さらに難しい課題を解決するための問題解決能力、研究的な物事の考え方や姿勢を身に付けることが必要です。

そのため、高校までの学びと、大学での学びは、いろいろなことが異なります。ポイントは以下の5つです。

### ポイント1

#### 時間割は自分で作る！

大学では、自分で受きたい授業を選び、時間割を作ることができます。ただし、専攻や取得を希望する資格によって、必ず取らなくてはいけない科目（必修科目）と、自分の目標や興味に応じて取る科目（選択科目）があり、卒業までに取らなくてはいけない単位の数が決まっています。ルールにそって自分で作った時間割は、大学に届け出る（履修申請）必要があります。

### ポイント2

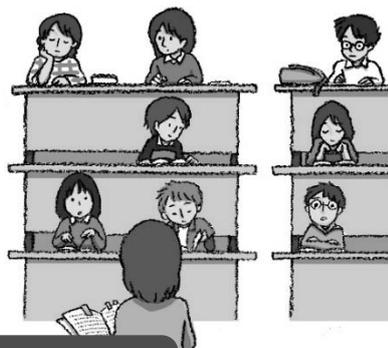
#### 教員や受講生、教室が授業ごとに違う！

大学では授業ごとに教員が異なり、教室も変わります。また、授業は学ぶことを希望した（大学の言葉で「履修を申請した」と言います）学生のみが受けるので、一緒に学ぶ学生も授業ごとに変わります。

### ポイント3

## さまざまな授業の形態がある！

代表的な授業の形態として、以下のようなものがあります。



#### 講義

教員が多くの学生に対して一斉に教えます。



#### ゼミ・演習

少人数でディスカッションしたり、作業をしたりします。



#### フィールドワーク

大学の外に出て調査をしたり、実践をしたりします。



#### 実習

(教育実習など)

主に資格取得のため、学んだことを活かし、現場で実践します。



#### 実験

グループまたは一人で、課題に取り組みます。



#### 実技

競技、芸術系の製作など、実際に手や身体を動かします。

各形態で考慮すべき合理的配慮については、以下に詳しく説明していますので、参考にしてください。

PEPNet-Japan 発行

『トピック別聴覚障害学生支援ガイド

—PEPNet-Japan TipSheet 集』

「授業における教育的配慮」 p.43～

<http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/>

[index.php?id=353&tmid=447](http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd1/index.php?id=353&tmid=447)



## ポイント4

### 進め方と成績評価の方法が授業ごとに違う！

大学では、必ずしも教科書があるとは限りません。レジュメ（話す内容の要旨がまとめられたもの）、スライドを印刷したもの、参考資料が必要に応じて配付されるケースや、特に資料がなく時折板書があるケース、教科書の指定はあっても教科書通りには進まないケースなど、授業や担当教員によってさまざまです。

大学を卒業した聴覚障害者からよく聞く体験談として

高校までは、授業中に先生が話していることがよくわからなくても、教科書や参考書を使って独学で乗り切れたけど、大学に入ると全く通用しなかった。



というものがあります。教員が重要なことを口頭のみで説明することはよくありますし、枝葉のように見える内容も、実はある事柄を理解するための必要なパーツとして扱われていることがあります。

また成績評価の方法も、テスト、小論文、実技、レポート、制作物の提出など様々です。

各授業でどのような方法で学び、何を評価するのかは、シラバス（開講される授業の概要がまとめられたもの）で公開されていて、履修申請をする前に確認することができます。

## ポイント5

### 大人としての振る舞いを求められる！

社会はさまざまなルールのもとに動いていて、大学もその中のひとつです。障害の有無に関わらず、全ての学生に言えることですが「決められた期日は守る」「時間に遅れない」「無断で休まない」など、大人としての基本的なルールを守りましょう。

もちろん、これは支援を受けるときにも同じです。



基礎編 2

# 大学で過ごす4年間

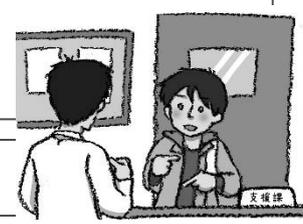
## 4年間をイメージしてみよう

大学生活の4年間では、入学から卒業まで、さまざまなイベントがあります。あらかじめ知っておくことで、支援が必要な場面を見通し、先回りして動くことができます。

4年間でどんなことが起こるのか、おおまかな流れを見てみましょう。

ここで取り上げる4年間のスケジュールは、ある大学の一例です。大学や専攻によって、4年間のスケジュールは異なります。入学前後に、自分が入学する専攻の大きなスケジュールを確認しましょう。

## 1年次

	勉強のスケジュール	就活・進学・その他
入学前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学前相談</li> </ul> <p>入学が決まったら、早めに支援担当部署と入学後の支援について相談を。入学式やオリエンテーションでの情報保障についても忘れずに！</p>	<p>【一人暮らしの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引越、地域のリソースの確認(福祉制度、通訳派遣依頼先、補聴器店、等)</li> </ul>
前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式</li> <li>・オリエンテーション</li> <li>・合理的配慮の検討</li> <li>・授業開始・履修登録</li> <li>・テスト期間</li> </ul> <p>いよいよ入学！授業が決まったら、支援担当者との合理的配慮について相談しましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活、サークル新歓</li> <li>・アルバイト探し</li> </ul> 
夏休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補講、集中講義</li> <li>・合理的配慮の振り返り</li> </ul>	
後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業開始</li> <li>・合理的配慮の検討</li> <li>・履修登録</li> <li>・テスト期間</li> </ul> <p>合理的配慮はいつでも見直すことができます。気になることは遠慮なく伝えましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学祭</li> </ul> 
春休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補講、集中講義</li> <li>・合理的配慮の振り返り</li> </ul>	

## 2年次

	勉強のスケジュール	就活・進学・その他
前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業開始・履修登録</li> <li>合理的配慮の検討</li> </ul>	
夏休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>テスト期間</li> </ul>	
後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的配慮の振り返り</li> <li>授業開始・履修登録</li> <li>合理的配慮の検討</li> <li><b>3年次のゼミ・研究室の希望調査（時期は専攻により異なる）</b></li> <li>テスト期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターン（希望者）</li> </ul>
春休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的配慮の振り返り</li> </ul>	<p>3年次からテーマ別のゼミに所属する場合は、この頃に希望調査が。事前に興味のあるゼミの先生にアポを取って、話してみましょう。ゼミに参加させてもらい、雰囲気を見る方法もあります。</p>

## 3年次

	勉強のスケジュール	就活・進学・その他
前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業開始・履修登録・合理的配慮の検討</li> <li><b>専門テーマ別のゼミ・演習がスタート</b></li> <li><b>資格取得のための実習（時期や期間は実習先により異なる）</b></li> <li>テスト期間</li> <li>合理的配慮の振り返り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>就職ガイダンススタート</b></li> </ul>
夏休み		<ul style="list-style-type: none"> <li>インターン（希望者）</li> </ul>
後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業開始・履修登録</li> <li>合理的配慮の検討</li> <li>テスト期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>就職活動スタート</b> 説明会参加 エントリー、試験 面接、内定</li> <li>進学希望の場合は、 進学先のリストアップ 受験勉強</li> </ul>
春休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的配慮の振り返り</li> </ul>	<p>秋から本格的に始まる就職活動を見据え、学内でガイダンス（説明会）が行われます。就活の進め方など大切なことが話されるので、必要に応じ情報保障を検討しましょう。</p> 

3年次になると、学ぶ内容が専門的になり、発表やディスカッションの機会も増えます。授業の内容、形式、自分のニーズに合わせて、支援の方法の検討を。

## 4年次

	勉強のスケジュール	就活・進学・その他
前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業や資格取得に必要な単位の再確認</li> <li>卒業論文のテーマ決定、研究</li> <li>資格取得のための実習 (時期や期間は実習先により異なる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職活動</li> <li>資格試験対策講座 (希望者のみ)</li> </ul>
夏休み	<p>※多くの学生は履修しなければならない授業数が減るが、授業がある場合は3年までと同様に合理的配慮の検討を。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職活動秋採用 スタート</li> <li>大学院入試(秋～冬) (進学希望者のみ)</li> </ul>
後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業論文執筆</li> <li>資格取得のための試験(該当者のみ)</li> <li>卒業論文提出</li> <li>卒論発表会</li> </ul>	
卒業		

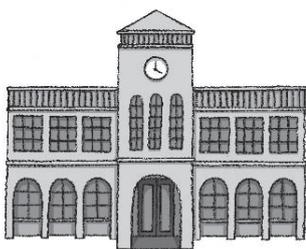


卒業にむけて、これまでの学びのまとめをする一年間。卒業論文は、必修の専攻とそうではない専攻がありますが、多くの学生がテーマを決めて、1年間かけて研究し執筆します。また、資格取得のための実習や試験も、多くは4年次に行われます。これらの合理的配慮は、支援担当者や先方とよく相談しましょう。

自分の専攻の4年間のスケジュールを確認してみよう！



## 支援ってどうやって利用するの？ 知っておこう！大学の組織と運営



第1章 基礎編1では、障害のある学生の大学生活を支えてくれる法律について学びました。さらに、支援を活用し充実した学生生活を送るためには、自分の通う大学の支援の仕組みや組織を知っておくことが大切です。皆さんがふだんの生活の中で足を運ぶ場所は、授業が行われる教室、手続きを行う事務室の窓口、食堂、図書館などが中心になるかもしれませんが、しかし「大学」は、ふだん学生が直接触れることの少ないさまざまな部署やそこで働く教職員で成り立っています。

### 大学の組織とは？

組織の形や細かな体制は各大学によって異なりますが、役割ごとに大きく分けると、教育組織、研究組織、事務組織、その他の組織によって構成されています。

#### 教育組織

○○学部、□□学科、△△研究科など、分野ごとに教育が行われるところです。

学生はこの教育組織に所属して、授業を履修し卒業に必要とされる単位を取得していきます。

#### 研究組織

教育組織とは別に、研究を行うための組織があります。「○○学系」など研究分野ごとに分かれた教員組織がある場合もありますし、「○○研究センター」など、特定の研究を行うための機関もあります。

#### 事務組織

大学運営のための事務を行うところです。部署ごとの名称や役割分担は各大学で決められていますが、一般的には、

- ・総務  
(大学の運営全体、全学行事など)
- ・財務  
(予算や財産、施設の管理など)
- ・教務 (授業に関わる業務)
- ・学務 (学生生活に関わる業務)

などが主な事務部署です。

#### その他

図書館、国際交流センター、保健管理センター、情報処理センターなど、大学の教育や運営に関わるもののほか、地域連携など社会貢献の業務を担うものなど、大学によって特色ある組織を有している場合もあります。

**もっと知ろう！**

事務部署以外にも、大学を運営するシステムがあります。「委員会」や「室」と言い、委員として選ばれた教員が協議して、事務職員と一緒に運営の方針決定や実務を行います。入試について扱う「入試委員会」や大学のPR全体を取り仕切る「広報室」などがありますが、障害学生の支援について検討するために、こうした委員会や室を設ける大学もあります。

**障害学生支援の体制とは？**

障害学生支援の体制は、前頁で述べたような大学組織の中に、位置づけられています。それぞれの大学の規模、組織の特徴、国公立・私立の別などによって、事情に合わせた体制づくりがなされています。

皆さんの大学では、支援について相談したいと思った時、最初に訪れる窓口はどこなのか確かめておきましょう。

**障害学生支援を専門に担当する部署がある場合**

障害学生の支援を担当する専門の部署がある場合は、どの学部の学生も一つの窓口で対応がなされます。「障害学生支援室」という名前の場合もありますし、「学生支援センター」など大きな機関の中の一部署として位置づけられている場合もあります。

**専門部署ではないが、障害学生支援を担当する部署が決まっている場合**

障害学生支援以外の業務も行っている部署が、障害学生の対応窓口になっている場合です。学生課などの事務、学生相談室、保健室などが担当しているケースが比較的多く見られます。

### 必要に応じて担当する部署や人が定められている場合

支援室や担当部署の位置づけがない大学でも、大学の規程（ルール）として、「障害学生への支援が必要になった場合には、委員会を設置して対応する」「支援業務が必要になったときには〇〇課が担当する」などと定めてある場合があります。障害学生支援の窓口が見当たらない場合は、学生課などの事務や学部・学科の先生などに問い合わせしてみましょう。

多くの大学はウェブサイトで、「〇〇大学について」「組織」など組織体制の説明を公開しています。また、障害学生支援に関するページを設けている大学も増えています。大学全体がどのような組織になっていて、障害学生支援はどこでどのように運営されているのか、全体像を知っておくことで、学生生活や支援の利用がより円滑になるでしょう。

ワーク  
1-1  
p.60

### もっと知ろう！

文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（2017）では、障害者差別解消法を踏まえ、大学がどのような体制を作っていくべきかについて方向性を示しています。この中で、

- ・ 障害学生支援に関する学内規程を作成すること
- ・ 障害学生支援に関する意思決定を行う委員会を設けること
- ・ 障害学生支援の専門部署・窓口を設けること
- ・ 障害学生と大学の間で支援内容の決定が難しい場合に調整を行う、第三者機関を設けること

などが挙げられています。現状では専門部署が設けられていなかったり学内のルールが決められていない大学も、今後はそうした体制を整えていくことが求められています。

解説編  
p.133

## 基礎編 2

## 支援ってどうやって利用するの？ 支援を受けるまでの流れを確認しよう！

### 支援を受けて学びたい！と思ったら…

ここまでの内容で、大学によって支援体制が違ったり、また支援担当部署も違うこともわかってきたかと思います。自分の大学（または入学を希望する大学）の支援担当部署は、ワーク 1-1 を参考に探してみましょう。

では、実際に「この大学で学びたい！」もしくは「支援を受けながら学びたい！」と思ったときに、どんなことをすればよいのでしょうか？

ここでは、大学入学前オープンキャンパス、入試、実際に入学してから支援を受けるまでの一連の流れを解説します。

ワーク  
1-1  
p.60

### オープンキャンパス

各大学では夏休みを中心に、オープンキャンパスが開かれます。オープンキャンパスは自分の興味のある分野の授業を体験したり、キャンパスの雰囲気や特色などをその場で感じたりすることができる貴重な機会です。参加の際に、障害のある参加者を対象に合理的配慮の提供が行われることがあります。利用を希望する場合には、事前に参加する予定の大学のオープンキャンパスのウェブページを確認して、文字通訳や手話通訳を受けたいと確認の連絡を入れましょう（ワーク 1-2 をやってみよう！）。

オープンキャンパスで支援を体験することで、その大学で提供されている支援を体験することができます。また、支援担当部署とのやりとりを通して、支援室の雰囲気を知ったり、実際に大学に入った後の支援について相談したりすることもできます。さらに、同じ障害のある在学生がいる場合は、在学生と会って、大学の入試の時に受けた合理的配慮や、授業の様子など生の声を聞くことができる可能性もあります。

是非、積極的に参加し、大学の情報を集めましょう。

ワーク  
1-2  
p.62

## 入試

大学に入学するためには、志望校の指定するセンター試験もしくは、AO入試、推薦入試、一般入試等を受け、合格する必要があります。それぞれ、試験時の合理的配慮の申請方法が異なりますので、事前にしっかり調べておく必要があります。

### □ センター試験の支援の申請

センター試験の時に支援が必要な場合は、センター試験の申込みとは別に申請が必要です。大学入試センターのウェブページの中に、「障害等のある方への受験上の配慮」という項目がありますので、確認の上、**〆**切に間に合うように早めに申請を行ってください。

### □ 各大学の入試の支援の申請

各大学の入試の時の合理的配慮の申請は、大学によって申請方法が異なります。入試要項や、希望する大学の入試について記載されているウェブページを確認し、申請に必要な書類を揃えましょう。



一般的に下記の書類が求められる傾向があります。

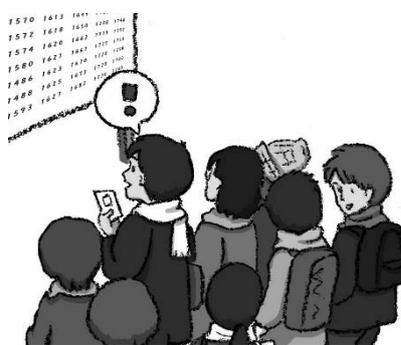
- ・ **受験上の合理的配慮申請書**  
(指定の書式があるケースもあり)
- ・ **身体障害者手帳等の写し、または障害等の状況が確認できるもの**
- ・ **大学入試センターからの通知書の写し**  
(大学入試センター試験の受験上の配慮の決定を受けた者)
- ・ **医師の診断書**

医師の診断書は、「センター試験の受験上の配慮申請」の**〆**切に間に合うように、夏休み中に取得しておくとい良いでしょう。多くの大学では写しでの提出が可能なケースが多いですが、正本の提出を求められるケースもありますので、事前に必要枚数を確認して作成してもらってください。診断書の作成を依頼する際に、試験を受けるときに必要な支援方法などを具体的に記載するようにお願いしてください。診断書に具体的な支援の方法が記載されていれば、大学側が試験時に必要な支援の種類を判断する助けとなります。

また、面接試験がある場合は、面接の時に希望する支援方法（手話通訳や文字通訳など）を具体的に記してもらおうとよいでしょう。リスニング試験についても、高校までの対応を振り返り、希望する方法を記入してもらって下さい。

最後に、大学の担当者と直接連絡が取れるように、受験上の配慮申請書の中にメールアドレスを記載し、「聴覚障害があるため、連絡がある場合は電子メールでお願いします」と添えておくと、スムーズに連絡を取り合えます。

## 入学前相談から授業開始まで



大学生活で合理的配慮を受けるためには、「**本人からの申請**」を行なう必要があります。晴れて合格が決まったら、入学手続きが終わり次第、障害学生の支援を担当する部署に連絡を入れ、入学前相談の日程調整を依頼してください。入学前相談の日時が決まったら、支援を受けるために必要な書類について合わせて確認しましょう。

大学によって提出する申請書や資料が異なるので、担当者に確認をして、事前に用意を進めておきましょう。

1. 支援を受けるための申請書  
(定型の書式がある場合もあります)
2. 身体障害者手帳等の写し、または障害等の状況が確認できるもの
3. 医師の診断書
4. 自分が希望する支援の方法をまとめた文書  
(ワーク3をやってみよう)
5. 高校までの『個別の教育支援計画』(入手できる場合)
6. ガイダンスや学力試験等で支援が必要になる日時と時間のメモ

ワーク3  
p.89

入学前相談では、支援担当部署の教職員や学部の教員が同席して一緒にお話しをすることになります。大学によって、過去に障害者の受け入れ経験がなく、どのように対応したらよいのかわからないというケースもあります。逆に、障害学生自身が支援を受けた経験がなく、支援の種類や特性をこれから学ぶという状況もあるかもしれません。どのような支援があれば授業を理解する上で助けとなるのか、支援担当教職員と話しながら一緒に考えてみてください。

その時に、高校までの「個別の教育支援計画」等の書類があれば支援を決めるときの参考になるでしょう。このように、支援担当部署や大学の関係者と話し合い（建設的対話）を重ねて、大学で受ける支援について合意を得てください。

ワーク  
3-1  
p.89

## □ ガイダンスでの支援の確認

授業開始までの間、大学の中では様々なイベントが行われます。特に、ガイダンスでは、学部の説明、履修する授業の注意事項など、大学生活で必要となる重要な説明が行われます。担当者と一緒に支援が必要な時間を確認し、支援者を派遣してもらえるように依頼を行ってください。

## □ 履修する授業の支援の申請

履修する授業が決まった後に、支援が必要な授業を支援担当部署に伝えて、支援者の用意を進めてもらう必要があります。支援の申請方法は大学によって違いますので、各大学で定められた手順に従って、支援の申請を行ってください。

どの授業を履修すべきかわからない場合には、聴覚障害のある先輩や支援者を紹介してもらい、先輩の履修した授業や、自分の学びたい内容に近い授業、聴覚障害者にとってわかりやすい授業をしてくれる先生等を紹介してもらう方法もあります。先輩達は、過去の経験から色々なアドバイスをしてくれますので、是非積極的に声をかけてみましょう。

## □ 支援当日の流れの確認

授業当日の支援者との待ち合わせ方法や、支援に必要なものを持って行くのは誰かなど、大学ごとにルールが違います。初めての場合は支援担当職員も一緒に行ってくれることもありますので、わからない場合は遠慮なく確認をとりましょう。

## 授業・支援開始

授業の始まる 5 分前までには教室に向かいましょう。教室で支援者と合流したら、挨拶をし、支援で必要な伝達事項や、支援の時の通訳方法の希望があれば、その場で伝えましょう。支援を受け終わった後は支援者と簡単に情報交換をし、次回の支援で必要な情報交換をしておく、次回もスムーズに支援を受けることができます。また、使用した機材にトラブルが発生している場合は、早めに支援担当職員に連絡をしましょう。

### □ 遅刻・欠席・休講・補講の連絡

やむを得ない事情で遅刻・欠席する場合は、わかり次第早めに支援担当部署に連絡しましょう。もし、連絡がない場合、支援担当職員や教室で待っている支援者は、あなたに何かが起こったのではないかと、心配をしてしまいます。最低限のマナーとして、早めにメール等で連絡を入れましょう。



### メール文（例）

支援担当部署の担当者様、支援者の皆様

利用者の〇〇です。本日、大雪の関係で電車が遅れています。あともう少しで駅に着きますので、〇時〇分ぐらいに教室に到着出来る見込みです。

お待たせすることになりますが、よろしくお願いします。

休講になる、もしくは補講等が行われる場合は、判明した段階ですぐに支援担当部署が定めた手順で連絡を入れましょう。早めに連絡を入れることで、支援担当部署も余裕を持って支援者に断りの連絡や、支援者の配置をすることができます。

#### メール文（例）

支援担当部署の担当者様

利用者の〇〇です。毎週火曜日の〇〇概論の講義が、〇月〇日は休講になります。代わりに、〇月〇日の〇時限目に補講が行われることになりました。

お手数おかけしますが、支援のキャンセルと、補講日の支援者の募集をお願いします。

## 支援内容の見直し

実際に授業でノートテイク等の支援を受け始めた後、受けている支援が自分に合っていない、授業の内容が理解しにくいと感じる場合は、早めに支援担当教職員に相談しましょう。その時に、「どのような状況で困難な状況が起こっているのか」、「このように改善してくれたら理解しやすくなる」等、具体的な提案も合わせて行くと、支援室担当の教職員も一緒に対応方法を検討しやすくなります。(ワーク 3-2、3-3 をやってみよう)

困っていることを放っておくと、授業の理解ができなくなるだけでなく、単位を落としてしまう可能性もあります。早めに支援担当部署に相談することで、悩みを解決することができます。遠慮せずに担当者に相談しましょう。

ワーク  
3-2  
3-3  
p.96



## 第3章

# 事例編

事例編には、みなさんが、大学に進学したら遭遇するかもしれない場面をいくつか集めてみました。初めからしっかり読んでよいし、興味のあるところだけを拾い読みしても構いません。

読んでいると、「へえ、こんなことが起こるかもしれないんだ。大学に行くの、やめようかなあ」と憂鬱な気分になるかもしれません。でも、大丈夫、心配する必要はありません。

この事例編は、「お守り」みたいなものです。読まなくても済むような大学生活になることを祈っていますが、この先、たとえば、「困ったなあ」「どうしたらいいだろう」と思うようなことが起きても、ここに解決のヒントが載っているから安心！・・・今は、これだけ覚えておいてください。

なお、多くの大学では、障害学生支援の担当窓口があります（基礎編2 p.21）。その場合、合理的配慮の申請やその内容についての話し合いは、通常、担当窓口を通して行います。でも、ちょっとイメージがわきにくいと思いますので、事例では、あえて（実際とは違って）、担当の教員と直接やりとりをするような設定にしています。

高校生

大学生

社会人



## 事例 1

### バスケットボールは危ないからダメ？！

#### 事例

体育の授業で、バスケットボールの受講希望を出したところ、ホイッスルの音が聞こえなくて危険だから、聴覚障害学生は受講できないと言われました。

#### 不当な差別的取扱いと正当な理由

基礎編でも学習したとおり、障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱い」を禁止しています。同じ学生であるにもかかわらず障害を理由に受講をさせないことは、不当な差別的取扱いにあたります。なので、この事例でも、単に「聴覚障害があるから受講できない」と言われたのであれば、それは不当な差別的取扱いになるでしょう。ただし、もし受講を拒むことに「正当な理由」があれば、ここでの取扱いは「不当な」とまでは言えなくなり、法律が禁止する不当な差別的取扱いにはあたらないこととなります。

つまり、聴覚障害学生が「障害のない学生とはちがう対応をされる」ことによって不利益を受けたと感じた場合は、大学側に「正当な理由」があるかないかで、その対応が法律の下で禁止されるかどうかが決まります。

#### 「危険だから」は正当な理由になる？

では、「ホイッスルの音が聞こえなくて危険」という理由は、正当な理由にあたるでしょうか。

バスケットボールの試合では、開始や終了のほか、反則があったときなどに、審判がホイッスルで合図をします。聴覚障害があると、ホイッスルの音には気づきません。ですから、聴覚障害のある学生が、障害のない学生と同じ条件でバスケットボールの試合に参加することは、たしかに危険な側面もあるかもしれません。

しかし、ホイッスルが鳴ったことを、その都度、先生や他の参加者から、肩をたたく、手で合図するなど、別の方法で知らせてもらうことができれば、

大きな問題もなく、試合に参加できるはずですが。このように障害のある人が障害のない人と同じように参加できるための工夫を、「合理的配慮」といいます（基礎編 1 p.9 参照）。

この事例の場合、学生は、大学に対して、合理的配慮を求めることができます。そして合理的配慮の提供によって危険な状況が避けられるのであれば、もはや「危険だから」という理由で受講を拒むことは正当な理由として認められないでしょう。「危険だから」という一般的・抽象的な理由だけでは、正当な理由とはいえないからです。

これに対して、大学側がさまざまな手を尽くしても十分な配慮を提供することができなくて、本人や他の学生への危険性がなくなる場合で、かつそれが、誰が見ても具体的にはっきりしているのであれば、正当な理由として認められるでしょう。

## 合理的配慮との関係

では、学生の申出に対し、大学が合理的配慮を提供しない場合はどうでしょう？ 障害者差別解消法の下では、不当な差別的取扱いのみならず、「合理的配慮の不提供」も禁止されています。障害者にとって参加が難しくなる困難（バリア）がある場合、個々の場面でその困難を取り除くこと（バリアフリー）が必要です。そうした個々のバリアフリーを怠ることを「合理的配慮の不提供」といいます。これは、不当な差別的取扱いとともに、法律上の差別にあたります。これらの2つの差別は、ひとつの事例のなかで同時に問題になることがあります。たとえば、①合理的配慮の不提供が背景にあって、それが不当な差別的取扱いを引き起こしている（事例 1 p.34 のマンガのような例）、②一見すると合理的配慮らしきものは提供されているが、その内容が適切ではないために不当な差別的取扱いにもなっている（事例 7 p.52 のマンガのような例）、といった具合です。ですので、事例 1 のようにバスケットボールの受講を拒まれた場合は、合理的配慮の問題を考慮に入れたうえで考えることが大切です。

どのようにすれば、合理的配慮を求めることができるのか、合理的配慮としてどこまで求めることができるのかについては、事例 2～9 で詳しく説明します。



## 事例 2

### 大学の授業には教科書がない！！！！

#### 事例

私は高校まで一般校で学んでいて、主に教科書と参考書で勉強してきました。大学でもそれで大丈夫だと思っていましたが、大学の授業は教科書がないものも多く、板書も時々しかされないので、理解ができません。どうしたらよいのでしょうか。

#### 情報保障としての合理的配慮

大学の授業では、しばしば、授業担当の先生の研究で得た情報が出てきます。高校までの教科書に載っていたような、どこでも容易に入手できる情報とは限りませんから、授業で提供される情報は、口頭での説明も含め、できるだけ漏れなく取得したいところです。

聴覚障害のため、先生の説明を聞き取ることが難しい場合、情報を目から取得することで、授業内容を把握することができます。具体的には、手書きノートテイクやパソコンノートテイクなどにより文字情報に変換したり、手話通訳を用いたりすることが考えられます（これらを「情報保障」といいます）。

大学は、学生からの申出があれば、学生との対話を経て、合理的配慮を提供しなければなりません。障害者差別解消法は、障害のある学生をとりまく社会的障壁の除去のために、合理的配慮を提供するよう、大学に求めているからです。事例 2 であれば、上記に挙げた情報保障の導入が問題になるでしょう。

#### 合理的配慮を受けるための「意思表示」

ただし、ここでのポイントは、社会的障壁があるというだけで、自動的に合理的配慮が提供されるわけではないということです。聴覚障害者といっても、聞こえ方はさまざまですし、支援の内容も支援を求める場面も異なります。なので大学は、どのような合理的配慮を誰に提供してよいかわかりませ

ん。ですから、合理的配慮が必要であることを、障害者が自分で申し出なければなりません。これを「意思表示」といいます。

これまでの暮らしでは、もしかしたら、「●●してほしい」といちいち言わなくても、周囲が察して、助けてくれていたかもしれません。困っている状況に誰も気づいてくれないときは、「自分は聞こえないのだから、仕方ない」とあきらめてしまっていたかもしれません。

けれども、障害者差別解消法のもとでは、原則として障害のある学生が主張しないかぎり、合理的配慮は提供されません。具体的にどんな配慮ができるかは、障害のある学生と大学との対話のなかで明らかになっていくものですが（事例3の解説を参照）、学生自身も、どのような配慮があれば、障害のない学生と同じように参加できるのかなど、自分のニーズをあらかじめ整理しておくことで、対話をより円滑に進めることができるでしょう。

事例3  
p.38  
実践編  
ワーク  
2～  
p.74～

### 「意思表示」を行う時期

事例2は、入学後、しかも、授業が始まってから、社会的障壁に気づいたわけですが、それ以前から社会的障壁が分かっている場合、「意思表示」は、もう少し早い時期、たとえば、入学試験に合格した後に行うこともできます。

このためには、オープンキャンパスの機会などを利用して、大学の状況を充分把握しておくといいですね。



## 事例3

## パソコンノートテイクじゃ満足できない！

## 事例

入学前相談で、支援担当部署から「これまでの聴覚障害学生はパソコンノートテイクの支援で十分だったので、パソコンノートテイクを配置したい」と言われました。他大学に進学した先輩の話を知ると、ディスカッションのある授業ではノートテイクが追いつかなくなる心配があります。何より、自分も発言しディスカッションに参加するには手話通訳が必要だと考え、手話通訳をつけてほしいと伝えましたが、「そこまでの予算がないから難しい」と断られてしまいました。

## 合理的配慮の義務と内容

障害者差別解消法の下では、障害のある学生から配慮の申出（意思表示）があれば、国公立大学は「合理的配慮を提供する」義務（法的義務）、私立大学は「合理的配慮を提供するよう努力する」義務を負います（努力義務）。このため法律上は、国公立大学と私立大学で扱いが異なるのですが、私立大学でも誠実に対応しなければならないことに、変わりはありません。その理由は、基礎編1の「すべての大学に適応されるの？」（p.10）、解説編の「法律の適応範囲は？」（p.132）を参照してください。

合理的配慮の内容は、原則として、学生と大学との話し合いによって決まります。学生側からの要求がそのまま、合理的配慮の内容になるとは限りません。大学側が学生の要求を無視して、一方的に合理的配慮の内容を決めるのでもありません。

基礎編  
p.10  
解説編  
p.132

## 「建設的対話」による決定

障害のある学生には、障害のない学生と同じように学ぶため、十分な配慮を受けたいというニーズがあるでしょう。しかし、大学にもさまざまな事情があります。

たとえば、配慮にかかる費用は、大学が負担します。大学の資金は、大半が授業料や施設費など学生から納付されたものです。なので、そのすべてを障害学生支援に使うことはできません。また、授業の内容を大幅に変えたり、一度に何人もの支援者が必要となるような配慮も、提供が難しいことがあるでしょう。このため合理的配慮の提供にあたっては、このように大学にとって「過重な負担」とならないなど、いくつか考慮すべき要素があります（詳しくは、事例4～8の解説、解説編を参照）。

事例  
4～8  
p.42～  
解説編  
p.140

そこで、学生と大学が、お互いにとって納得のできる配慮内容を決めるために話し合うこと、しかも、単なる話し合いではなく、「今の条件のもとで、最善の配慮」を実現するため、それぞれアイデアを出し合うことを「建設的対話」といいます。

ちなみに、「今の条件」の中には、後で状況が変わってくるもの（次年度に新たな予算がつくなど）もあるかもしれません。そのため、合理的配慮の内容を考えるときには、短期的な内容だけでなく、中長期的な計画についても考えてみるのが大切です。また、いったん合理的配慮が提供された後も、建設的対話を継続することが必要になる場合もあります。この点については、事例9の解説（モニタリング）を参照してください。

事例9  
p.56

## 「建設的対話」のコツ

そもそも「対話」とは、考えや、価値観、立場が異なる人との意見や情報の交換です。「対話」の結果、立場を超えて意気投合し、意見の一致をみることもあるでしょうが、必ずしもそうなるとは限りません。

大事なのは、双方が相手の意見を正確に理解したうえで、お互いにとって「受け容れられる」結論に至ることです。そのためには、まず、自分の意見をしっかりと相手に伝える必要があります。

実践編のワークシートを使って考えを整理すると、よいでしょう。

実践編  
ワーク  
2～  
p.74～

## 「手話通訳」の必要性をしっかりと伝える

事例3の場合、学生が手話通訳を求める理由は二つあると考えられます。

一つは、「ディスカッションでは、パソコンノートテイクが追いつかない」可能性があるから、もう一つは、「手話で自由に発言がしたいため」です。これに対し、大学もまた、過去の経験から「パソコンノートテイクで十分」と考え、「手話通訳の費用は出せない」と答えています。ここで終わってしまえば、「建設的対話」にはなりません。

一つめの理由については、実際に、パソコンノートテイクでディスカッションに対応している例があれば、見学させてもらうとよいかもしれません。

入力者の技術が、考えていたよりも高い場合もあります。司会を置くなど、先生や周りの学生の配慮で、うまく議論に参加できるかもしれません。

しかし、二つめの理由はどうでしょう。パソコンノートテイクでは、他の人の意見を理解することはできても、自分の意見を伝えることができません。口話のできる学生の場合は、自分の声で発言することもできますが、日常的に手話を利用している学生の中には、発言も手話で行いたいと思う人もいるでしょう。この点、手話通訳をつければ、自分が発言したいタイミングで、ディスカッションをとめることなく、自由に参加することができます。

このようなニーズがある場合、事例3では、特に、二つめの理由を示して理解してもらうことが重要となります。

### 次善の策も考える

要求に対し、大学から「難しい」と回答された場合でも、あきらめず、柔軟に、いろんな可能性を示して交渉することが必要です。

事例3であれば、文字情報をスクリーンに映し出して、参加者全員が見られるようにしたうえで、発言したいときは文字を打ち込むとか、自分の意見を紙に書いて隣の人に読みあげてもらったりなど、ディスカッションに参加するための方法はいくつかあります。また、まずは予算内でどうしても必要な場面だけに手話通訳をつける方法もあるかもしれません。このため、話し合いの前に、次の一手、二手を考えておくとよいでしょう。

そして、大学に「今は」難しいと言われても、「今後」実現するように、来年度は予算をつけてもらうなど、少し長い目を見た合理的配慮のあり方を合わせて考えてみましょう。



## 事例4 レポートを書いていないのに 点数がもらえる?!

### 事 例

教員免許を取るために必須の授業で、実際の授業の映像を見てレポートを書く課題が出されました。ところが、教員には「授業の映像に字幕がないので、君は平均点を加点する形で代替する」と言われました。

### 障害者差別解消法の目的

障害者差別解消法は、障害者に対し、障害のない者と均等な機会を保障することを目的としています。授業で提供される合理的配慮は、障害のある学生が、障害のない学生と同じように学ぶために必要な措置です。

決して、障害のある学生を特別に優遇するものではありません。

### 機会の平等

事例4では、他の学生がレポートを書かなくてははいけないのに、聴覚障害のある学生に対しては、レポートが免除されています。しかも、他の学生は、レポートの出来に応じて、点数が与えられます。レポートを提出していなければ、当然、点数はつかないはずですが、教員は「平均点」を与えるというのです。

「レポートを書いていないのに、点数が与えられる」というのは、一見他の学生よりも「有利」な扱いを受けているように見えるかもしれませんが、しかし、レポートを書いていたら、とてもよい点数がついたかもしれないのに、「平均点」しかもらえないのは、「不利」な扱いといえるでしょう。このように、他の学生との間で不公平な結果になるような措置は、合理的配慮とはいえません(合理的配慮の要素としての「障害のない学生との機会の平等」)。

解説編  
p.140

## 建設的対話で、別の「配慮」を提案

事例4では、合理的配慮として、授業の映像を見ながら、「どんな場面なのか」「どんなやりとりが行われているのか」を文字で伝えてくれる人がいれば、おおよその内容は理解できるでしょう。これで不十分な場合は、事前に映像を借りて支援担当部署で文字起こしを行い、これを活用する手もあります。もちろん、映像に字幕さえつけてもらえれば、聴覚障害のある学生も、他の学生と同じように、レポートを書くことができます。

もし、教員からこのような申出があったら、他の学生と同じようにレポートを書き、評価を受けるために必要な「配慮」を求める方向で、交渉してみましょう。



## 事例5 聞き取れないとダメ？

### 事例

私の在籍する大学には、必修の授業で英語のオーラルコミュニケーションがあります。私は聞き取れないので、パソコンノートテイクをつけて学びたいと伝えましたが、教員に「それじゃオーラルコミュニケーションにならないじゃないか」と言われ断られました。

### 「語学」の壁

聴覚障害のある学生が直面する問題の一つが、「語学」の授業です。

語学の授業では、通常、文法を学び、「リーディング（読む）」「リスニング（聞く）」「スピーキング（話す）」「ライティング（書く）」の4技能を身につけることが重要視されます。「聞く」「話す」が授業内容や評価対象に含まれる場合、聴覚障害のある学生は社会的障壁に直面することになります。



## 「リスニング」「スピーキング」を回避

センター入試など、リスニングテストが実施される場合、事前に申請することで、リスニングが免除されることがあります。

リスニングは、確かに語学力を評価するうえで、重要な項目の一つではありますが、しかし、不可欠の項目ではありません。実際、センター入試でも、英語以外の語学試験には、リスニングテストが含まれていません。「リスニング力が高ければ、語学力も高い(と推測できる)」とはいえるでしょうが、語学力は、リスニングテスト以外でも、はかることができます。少なくとも、「リスニングができなければ、語学力がない」とはいえません。

授業の方法や内容、評価項目に「社会的障壁」が含まれる場合には、合理的配慮として、「代替措置をとる」などの変更を求めることができます。他の学生が情報を聞き取る場所を「パソコンノートテイク」を利用し、情報を文字で読み取る、というのも、必要な変更にあたります。多くの授業では、そのような変更をしても、まったく問題が生じません。

## 教育の本質は変更できない

事例5のような「オーラルコミュニケーション」という授業では、どうでしょう。

オーラルコミュニケーションにとって、リスニングやスピーキングは欠かせない要素です。コミュニケーション自体は、文字を書いたり、読んだりすることでもできますが、授業の目的が「オーラル(口頭)」でのコミュニケーションをとることなのであれば、「相手の話を聞きとって話す」ことが必要です。パソコンノートテイクを使い、相手の話を「文字で読み取る」と、授業の目的の本質部分が変わってしまいます。教員が、「それじゃオーラルコミュニケーションにならないじゃないか」と断ったのは、そのせいでしょう。

そのように授業の本質に変更をもたらすような措置は、合理的配慮として認められません(合理的配慮の要素としての「本質の変更不可」)。

では、聴覚障害学生の場合、どのように授業目的を達成すればいいのでしょうか？

この場合、交渉の方向としては、二通り考えられます。

一つは、「オーラルコミュニケーション」という授業に代え、別の(「リスニング」や「スピーキング」を求めない)授業を受講することで、単位を認めもらうものです。事例4の大学では、オーラルコミュニケーションが必須科目になっています。けれども、「この授業を履修しないと、当該専攻のカリキュラムを終了したとは言えない」と言うほど、重要な意味を持つかどうかはわかりません。少なくとも、一般教養の英語であれば、他の方法に

代替しても差し支えない場合が多いでしょう。これらは、大学（学部）が公表している「カリキュラムポリシー」や「ディプロマポリシー」によっても変わってきますので、一度検討をしてもらうとよいでしょう。

もう一つは、「オーラルコミュニケーション」という授業の中で、別の方法での履修を認めてもらうものです。単純に考えると、オーラルコミュニケーションという授業の目的は、「英語の音声を聞き取って声で話す」こととなるでしょう。けれども、この授業を通して本当に身に着けてほしいのは、単に英語を聞き取れたり、話せたりするかではなく、英語を使って人とやりとりができるかということだと思います。こう考えると、聴覚障害学生の場合、LINE や Twitter、チャットなど、リアルタイムでやりとりができるツールを使って話をする方法でもよいでしょうし、場合によっては身振りやジェスチャーなど、より幅広い手段を使う形も、授業の本質を変更するものではないとして許容されるかもしれません。

いずれにしても、学部や担当の先生が何を大切にしたいかによって取れる手段（代替措置）は変わってくるので、改めて授業やカリキュラムの本質について検討してもらうことが大切でしょう。



## 事例6

### 情報保障は授業だけ？！

#### 事例

学内で就職活動に関するセミナーが開催されることになりました。参加をしたいのですが情報保障がついていません。そこで支援担当部署に派遣を依頼したところ、情報保障者の派遣は授業を想定しているため、対応できないと言われました。



#### 本来的業務への付随

障害者差別解消法上、大学が合理的配慮の義務を負うのは、「その事務又は事業を行う」場合に限られます。大学は、その事務・事業とは関係のない配慮を提供する必要はありません。つまり、大学は、その本来の業務に付随するかぎりにおいて、配慮を提供する義務を負っているのです（合理的配慮の要素としての「本来的業務付随性」）。

解説編  
p.141

#### 大学の業務

では、大学の「業務」とはなんでしょう。「授業をする」ことが「業務」であることは明らかです。事例6で、大学側が「情報保障者の派遣は授業を想定している」と言ったのは、そのせいでしょう。しかし、それだけなのでしょうか。

大学と学生は、契約を結んでいます。学生は、学費の支払いと引き換えに、大学で教育サービスを受けることができます。

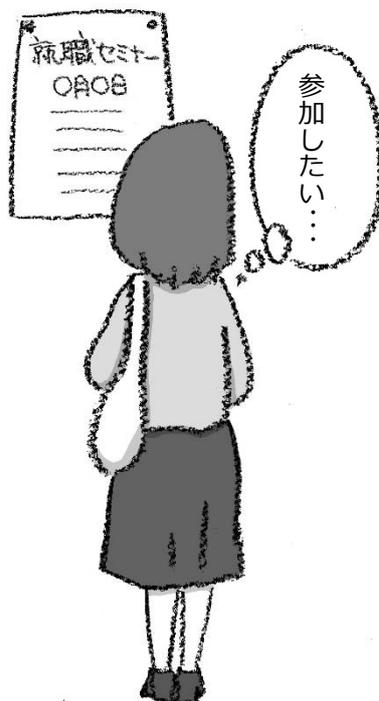
大学は、学生との契約にもとづいて、学生に専門的な知識を授け、それを応用する力を養うため、「授業、実習及び実験等の教育活動」を通して教育役務（サービス）を提供し、それに必要な施設等を利用させる義務を負う、

と述べた最高裁判決があります。ですから、「授業をする」だけでなく、たとえば「図書館等の施設を使わせる」ことなども大学の業務なのです。

### 就職セミナーは大学の本来の業務？

では、就職セミナーはどうでしょう。かつては、「就職は自分の力で行うものだから、関知しない」という大学も少なくなかったでしょうが、最近の大学は、就職支援に力を入れています。大学で学んだことを社会で活かすこと、まさに、知識を応用することができるよう、サポートすることも、大学の務めだと認識しているからです。このように考えると、学内で開催される就職セミナーもまた、大学が提供すべき「教育役務」、つまり、本来の業務に含まれると考えてよいでしょう。

大学の本来の業務がどこまで及ぶかは、具体的にみていくと判断が難しい局面もでてくるかもしれませんが、基本的に、大学が一般の学生に対して提供している環境は、障害のある学生への合理的配慮の対象になる、ということができます。



## 事例7

## 先生の好意はありがたいけれど…！？

## 事例

学術英語のリーディング・ライティングを行う授業の受講を希望したところ、教員から、授業時間には参加しなくてもよいので、別の時間に1対1で対応し、単位を与える形はどうかと言われました。先生が私のことを考えてくれ、ありがたい気持ちがある一方、私としては、パソコンノートテイクを活用しながら、できるだけみんなと一緒に授業を受ける方向を模索したいと思っています。

## 合理的配慮と事前的改善措置

合理的配慮は、障害者一人ひとりのニーズに応じた調整や変更です。そうした調整や変更は、社会的障壁を除去するためのものなので、合理的配慮とは個々のニーズに応じたバリアフリーだといえます。

そして、合理的配慮は、特定の障害者個人からの「意思表示」があってから、建設的対話を経て提供されるものです（事例2と3の解説）。これに対して、不特定多数の障害者を想定して、あらかじめ環境を整備しバリアフリーにしておくこと、または、さまざまな人のニーズに対応するためにユニバーサルデザインにすることを、事前的改善措置といいます（解説編 141ページを参照）。

解説編  
p.141

少しわかりにくいかもしれませんが、こんなふうに考えてみてください。

お店で売られている服は、たいてい、S・M・Lというサイズに分けられています。この場合、あるサイズは人によって小さすぎたり、大きすぎたりする場合があります。これに対して、できるだけ多くの人に着られることを想定した「フリーサイズ」があります。この「フリーサイズ」はユニバーサルデザインの発想に近いかもしれませんが、けれども、もし既製品のサイズが自分の体型に合わず「ぴったりの服が着たい」というニーズがある場合、少し丈をつめたり、サイズ調整をお願いしたりすることもあるでしょう。合理的配慮は、こうした個別のニーズに基づいた調整といえます。

## 意向の尊重

合理的配慮は、なにより障害者本人の希望に添ったものとなることが大事です（合理的配慮の要素としての「障害者本人の意向尊重」）。

先ほどの例でいえば、本人が「袖を少し短くしてほしい」しか言っていないのに、「こうしたほうがカッコいいはず」と他の部分も勝手に変更してしまうようなもので、これはおかしいことです。同じように、合理的配慮でも、本人の意向に反するような配慮は、たとえ他者からみてよりよいものであっても、基本的には認められないのです。

事例7の学生は、「パソコンノートテイクを利用して、みんなと一緒に授業を受けたい」と思っています。1対1で個別指導を受けるほうが学習内容の理解は深まるかもしれませんが、それでは、本人の意向に反してしまいます。このため、基本的には本人の意向に則して、よりよい支援方法を話し合っていくことが大切です。

ただ、1対1の方が、理解が深まる場合もあるかもしれませんが、先生がそのように提案する背景には、パソコンノートテイクに対する懸念などがあるのかもしれませんので、お互いに気持ちを話し合っ、納得の上で支援方法を決めましょう。



## 事例 8

### マイクをまわすのは負担になる？

#### 事例

グループディスカッションのある授業で、発言時には FM 補聴援助システムのマイクを回してほしいと教員に依頼したところ、活発な議論ができなくなるので対応できないと言われました。

#### 負担が過重でないこと

障害者差別解消法上、大学が合理的配慮を提供しなければならないのは、「(社会的障壁の除去の) 実施に伴う負担が過重でないとき」に限られています (合理的配慮の要素としての「非過重負担」)。

解説編  
p.140

#### 合理的配慮の提供に伴う負担

では、「実施に伴う負担」とは何でしょう。

一つは、経済的な負担です。合理的配慮の提供には、多くの場合、費用がかかります。手話通訳やパソコンノートテイク、手書きノートテイクをつけられれば、通訳者等に報酬を支払わなければなりません。音声認識ソフトなどの機器を導入すれば、その購入や管理の費用が必要です。大学の規模によっては、その負担が重すぎることもあるでしょうし、たとえば大きな規模の大学であったとしても、予算のすべてを障害のある学生のために費やすわけにはいきません。合理的配慮の提供は大学の義務ですので、その費用は大学が負担するべきものですが、あまりにも高額な場合は過重な負担になる可能性があります。

二つめは、物理的または技術的な実現可能性です。たとえば、英語でディスカッションを行う授業にパソコンノートテイクをつけてほしいと要望があった場合、ノートテイクには、かなり高い英語能力が求められます。大学によっては留学生や外国語学部の学生に依頼してこのような支援を行っ

ている例もありますが、そのような人材が簡単には見つけれられない大学もあるでしょう。

三つめとして、事業への影響を考える必要があります。たとえば、授業の目的達成を損なうような代替措置は、合理的配慮として認められません。他の学生や教員に具体的な危険性や大きな不利益をもたらすことが明らかな配慮も、合理的配慮とはいえないでしょう。このように、配慮の提供によって事業の目的・内容・機能が損なわれる場合は、事業への（マイナスの）影響の程度が著しいため、過重な負担にあたります。

なお、本誌は、機会の平等（事例4の解説）、本質の変更不可（事例5の解説）、本来的業務付随性（事例6の解説）などを、過重な負担とは別に説明していますが、これらについても過重な負担の1つととらえる考え方もあります。

### マイクを回すと、活発な議論ができない？

事例8では、教員が「マイクを回すと、活発な議論ができなくなる」と話しています。上に述べた三つめの「過重な負担」にあたる、というわけです。たしかに、手を挙げて、あるいは、手さえ挙げずに、すぐ発言できれば、やりとりはテンポよく進むでしょう。他人の発言が終わるや否や反論を始める、場合によっては、他人の発言をさえぎって発言するようなことは、挙手をしてマイクをまわす方式ではありえません。

しかし、「活発な議論」とは何か、何のために「議論」をするのかを考えると、マイクをまわす方式が授業の目的・内容・機能を損なわせるとは言えないでしょう。「他人の発言をさえぎって発言する」ことは一見、「活発」かもしれませんが、マナー違反でもあります。議論は、他人を言い負かすために行うものではありません。シンポジウムや大きな会議では、マイクをまわして発言するのが一般的ですが、それによって議論の質が低下しないことは明らかです。



## 事例9

### 見直してほしいけど…！？

#### 事例

演習にパソコンノートテイクがついています。しかし、ディスカッションが盛り上がると、話者の交代が早くなり、また発言も重なるため、入力が追いつきません。できれば、ゆっくり議論を進めてもらうようみんなにお願いをしたいのですが、すでに資料を事前にもらったりと、協力してもらっているので、これ以上の負担をかけてもいいものか、迷っています。

#### 合理的配慮の内容の見直し

事例9では、事例1～8とは異なり、すでに合理的配慮の内容が決まり、提供が始まっています。しかし、現状では、その合理的配慮（パソコンノートテイク）では、演習の授業での社会的障壁が十分に除去できていない、というわけです。

合理的配慮の内容は、適宜、モニタリングして見直す必要があります。多くの場合、合理的配慮の内容を決める時点では、授業が開始していません。ですから、実際に、合理的配慮の提供が行われた後に、その配慮がニーズに合っているか、社会的障壁の除去に適切な方法であるかを点検するのです。

#### 見直しの理由

「見直し」の理由はさまざまです。障害の状況が変化する（それに伴い新たなニーズが生じる）こともあるでしょうし、この事例のように、合理的配慮が状況に適していない場合もあります。あるいは、教員の側で、合理的配慮の提供を始めたが、どうも実施に伴う負担が重すぎる（事例8の解説）という場合もあるでしょう。

事例8  
p.53

学生、教員のいずれの要請にもとづく場合であっても、一方的な主張によって変更するのではなく、建設的対話（事例3の解説）を経て、双方が納得のいく内容に見直す必要があります。

まずは、実践編のワークシートを使って、今、提供されている合理的配慮について評価してみましょう。どこに不具合があるのか、どうすれば改善されるのかを自分で整理したうえで、話し合いにのぞむとよいでしょう。





## 第4章

# 実践編

実践編は、基礎編で学んだことを活かし、あなた自身が行動を起こすためのワーク集です。自分にとって必要なワークから始めてみましょう。

ワークシートは、PDF ファイルの形でこの巻末の CD-R にも保存してあります。何度かやってみたい、書き直したい時には、プリントアウトしてご利用ください。

			高校生	大学生	社会人
ワーク1	大学の情報を集めよう	p.60	●		
ワーク2	自分らしく学ぶために	p.74	●	●	●
ワーク3	支援について相談しよう	p.89		●	●
ワーク4	身の回りのリソース・相談先を知ろう	p.111		●	●
ワーク5	セルフアドボカシースキルを確認しよう	p.126		●	●

## ワーク1-1 大学の情報を集めよう —インターネットで調べよう—

### まずは、情報収集から！

「大学に行きたいな」と思ったら、まずは情報収集から始めてみましょう。興味のある大学、行きたい大学のウェブサイトを読んだり、資料を取り寄せたりして、どんどん情報を集めましょう。学べることは何か、取得できる資格は何か、どんな環境で学ぶのか、など、自分が知りたいことはもちろん、その大学で、障害のある学生へどのような支援が行われているのかを知ることでも大切です。それぞれの大学でどのような支援が行われているのか、このワークを通して調べていきましょう。

### やってみよう！

興味のある大学の状況を調べて、ワーク 1-1 を埋めてみましょう。今は埋められる範囲で構いません。わからなかったことは、オープンキャンパスや個別の質問でこれから確認していきましょう。

### どうやって？

#### □ 検索エンジンで検索

インターネットの検索エンジン（Google、Yahoo!など）で「大学名 障害 支援」と入力して検索すると、その大学の支援担当部署がわかります。支援担当部署のウェブサイトがある場合は、提供している支援メニューや相談窓口などが掲載されています。

## □ PEP なびで検索

PEPNet-Japan が運営する「聴覚障害学生支援 MAP（通称 PEP なび）」には、各大学の支援に関する情報が掲載されています。

大学の支援体制や聴覚障害学生の在籍状況、支援事例などが掲載されているので調べてみるといいでしょう。

URL:<http://pepnavi.net/>  
QR コードはこちら



## □ ウェブサイトを見ても支援の様子がわからない場合

もし大学のウェブサイトに支援に関する記載がない場合は、

- ・オープンキャンパス担当部署（入試課など）
- ・支援担当部署（障害学生支援室、学生課など）

などに直接連絡をしてみましょう。

### ポイント

- ・受験勉強で忙しくなる前に、早い段階から情報収集をしておきましょう。
- ・保護者任せにするのではなく、主体的に自分から動いていきましょう！主役は自分です！

ワーク 1-1  
p.70  
ページが少し  
飛びます

## ワーク1-2 大学の情報を集めよう —メールを送ろう—

### オープンキャンパスに行ってみよう！

志望校が少しずつ定まってきたら、オープンキャンパスに行ってみるのも良いでしょう。オープンキャンパスは、模擬授業を受けたり、その大学の学生や教職員と話ができたりと、大学の雰囲気を感じることができる貴重な機会です。また、大学の障害学生支援について直接質問ができることもあります。ワーク1-1を踏まえて、もっと深く知りたいこと、直接聞いてみたいことが出てきた場合には、ぜひオープンキャンパスに足を運んでみましょう。

### やってみよう！

- ・オープンキャンパスで個別相談を希望したい
- ・オープンキャンパスに行けないけれど、支援について聞いたことがある

など、大学に直接問い合わせてみたいことがある場合には、メールを送ってみましょう。

## どうやって？

### □ 大学のウェブサイトをチェックする

ウェブサイトのオープンキャンパスのページで、障害学生を対象とした個別相談があるかどうかをチェックしましょう。個別相談が設けられている場合は手順にしたがって申し込みをしましょう。

※大学によっては、オープンキャンパス時の模擬授業の情報保障など、支援を提供しているところもあり、支援を体験できる機会にもなります。こちらもあわせて確認しましょう。

### □ 大学に直接問い合わせしてみる

サイトなどを見ても個別相談があるかどうか分からない場合には、事前に入試担当部署や支援担当部署にメールをしてみましょう。その場合には、

- ①個別の相談が可能かどうかを聞き、
- ②聞きたい事柄はなにかを伝えましょう。

そうすることで、障害学生支援に詳しい担当者に対応してくれる場合もありますし、担当者ではなくても、質問の内容に答えられるように、事前に学内の情報を集めておいてくれると考えられます。

ワーク 1-2 を参考に、問い合わせのメールを作成してみましょう。



### ポイント

- ・個別相談や、模擬授業での支援の申し込みは早めに締め切られることがほとんどです。  
余裕を持って情報を集め、申し込みをし、必要があれば、早めに大学へ問い合わせましょう。
- ・個別相談では、事前に聞きたいことの優先順位をつけておきましょう。相談時間に限りがある場合もあります。  
聞きそびれてしまったことは、後日、直接メールをして尋ねてみるのも良いでしょう。

ワーク 1-2  
p.65

## ワーク 1-2 大学に問い合わせメールを送ろう

メールを送る前に、聞きたいことを箇条書きで整理しましょう。

- 
- 
- 
- 
- 
- 

### 解説

メール作成のポイントとして、以下のことに気をつけましょう。

#### 1. 件名

必ず件名を入れましょう。件名がないと何についてのメールなのかわかりません。

例 1) オープンキャンパスでの個別相談について

例 2) 貴学の障害学生支援について

#### 2. 宛名

本文の初めに、誰に対してメールを送っているのかがわかるよう、宛名を書きましょう。

例 1) ○○大学 入試課

ご担当者様

例 2) △△大学 障害学生支援室

ご担当者様

#### 3. 自己紹介

誰からのメールかわからないと、受け取る側も困惑します。きちんと自己紹介をしましょう。

例) 初めてご連絡を差し上げます。

私は△△高校2年の田中太郎と申します。

#### **4. メールの目的**

なぜ、メールを送ったのか、簡潔に理由を述べます。

- 例1) 私は、○月○日に開催されるオープンキャンパスに伺う予定ですが、その際に貴学の支援について、直接ご相談させていただきたいと思っております。
- 例2) 私は現在、貴学の受験を検討しており、情報を集めているところなのですが、聴覚障害があるため、貴学でどのような支援が行われているのか、お伺いしたく思っております。

#### **5. 相手の都合**

オープンキャンパスなど、直接伺って相談を希望する場合には、相手の都合を確認しましょう。

- 例) つきましては、オープンキャンパスに伺った際に、個別相談のお時間を設けていただくことは可能でしょうか。

#### **6. 当日聞きたいこと**

当日、聞きたいことを簡潔に書きましょう。

- 例) 相談の際、お尋ねしたい内容は以下の通りです。

- 1.
- 2.
- 3.

<p.65 で整理した内容を書きましょう>

#### **7. 相談時の情報保障・コミュニケーション**

直接相談する際、手話通訳やパソコンノートテイクなどの情報保障が必要な場合は、手配してもらえるかどうかを確認しましょう。

また、普段のコミュニケーション手段を伝えておくと、相手もコミュニケーションのイメージがしやすくなります。

例 1) 私は普段から手話でコミュニケーションをとっているため、ご相談時の情報保障については、できれば手話通訳の利用を希望しています。この点について、大学側でご準備いただくことは可能なものでしょうか。難しい場合には、対応を相談させていただければと思いますのでご検討のほどお願いします。

例 2) 私は普段、補聴器を使用し、口話でコミュニケーションをとっております。ご相談時は、口元を見せてはっきりお話ししていただけますと助かります。聞き取れない際には、筆談をお願いすることもありますので、よろしくお願いいいたします。

#### **8. 所属、名前、連絡先**

最後に自分の所属、名前、連絡先を記載します。

例) ○○高校 田中太郎  
~~~~@~~~~.jp  
FAX 01-2345-6789

## ワーク1-3 大学の情報を集めよう —情報を整理しよう—

### 集めた情報を整理しよう

ワーク1-1、1-2を通して、大学ごとにたくさんの情報を集めてきたと思います。情報を集めたら終わり…ではなく、それらを整理し、振り返り、比較してみましょう。

### やってみよう！

オープンキャンパスや個別の質問でわかったことを、ワーク1-1で記入したシートに追加で記入し、比較してみましょう。

### どうやって？

#### □ 自分の希望と大学の現状を比較してみよう

自分の足で情報を集め、自分の目で確かめてくると、自分の理想と現実の間にギャップが生まれることもあるでしょう。

あなたが大学で学びたいこと・チャレンジしたいこと、大学の環境、希望する支援などを、集めてきた情報と比較し、一つ一つ、丁寧に確認しましょう。その上で、譲れないこと、妥協できることを整理すると、より明確に先を見据えることができるかもしれません。

#### □ 複数の大学で比較してみよう

複数の大学のオープンキャンパスへ足を運んだ方も多いでしょう。大学間で比較することにより、それぞれの大学の良いところ、足りないところが浮き上がってくると思います。

支援体制についても同様です。大学ごとに支援体制、支援室の雰囲気、提供している支援など、様々な違いがあります。それらをよく確かめましょう。理想と現実の比較も同様ですが、大学間でも比較することで、自分にとって必要なものを見極めにつながることもあるかもしれません。

## ポイント

- ・ 支援の有無で志望校を変える必要はありません。
- ・ まずは「自分が行きたい!」と思った大学に向かって頑張りましょう。
- ・ 比較した上でもっと知りたいと思ったことは、早めに問い合わせましょう。

## 解説

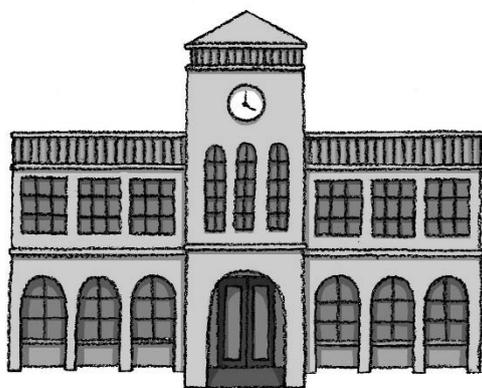
「支援体制が整っているから、ここにしよう」

「支援があるなら、これにしよう」

こうした考えを持ってしまうこともあるかもしれませんが、支援の有無ばかりにこだわってしまうと、自分がやりたいことにチャレンジできなくなってしまうこともあります。

支援体制が整っていないくても、大学と交渉を続け、少しずつ支援体制が整い始め、自分が受けたい授業を受けられるようになるまで、道を切り拓いてきた先輩たちもたくさんいます。

自分の「やりたいこと」を大切に、これからの進路をじっくり考えていきましょう。



ワーク 1-3  
p.70

## ワーク 1-1、ワーク 1-3 大学の情報整理シート

このシートでは 3 大学までの情報を記入できます。整理し、比較してみましょう。大学の数が 3 校より多い場合は、書き込む前にコピーするか、または巻末の CD-R の中におさめられているシートの PDF ファイルをパソコンで開き、印刷して使用してください。

|                      |                                                                                                                                        |                                                                                                                                        |                                                                                                                                        |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大学名                  |                                                                                                                                        |                                                                                                                                        |                                                                                                                                        |
| 興味のある学部              |                                                                                                                                        |                                                                                                                                        |                                                                                                                                        |
| 取得可能な資格              |                                                                                                                                        |                                                                                                                                        |                                                                                                                                        |
| 大学としての支援体制の有無        | あり<br>→いつから<br>( 年頃)<br>なし                                                                                                             | あり<br>→いつから<br>( 年頃)<br>なし                                                                                                             | あり<br>→いつから<br>( 年頃)<br>なし                                                                                                             |
| 支援担当部署名              |                                                                                                                                        |                                                                                                                                        |                                                                                                                                        |
| 支援担当部署の連絡先           | メールアドレス：<br><br>FAX：                                                                                                                   | メールアドレス：<br><br>FAX：                                                                                                                   | メールアドレス：<br><br>FAX：                                                                                                                   |
| 提供している支援<br>○で囲みましょう | ①ノートテイク<br>( 手書き ・ PC )<br>②手話通訳<br>③座席の配慮<br>④補聴援助機器の<br>利用・貸出<br>⑤映像教材への<br>字幕挿入<br>⑥ICレコーダーの<br>持込<br>⑦配慮依頼文書の<br>配付<br>⑧その他<br>( ) | ①ノートテイク<br>( 手書き ・ PC )<br>②手話通訳<br>③座席の配慮<br>④補聴援助機器の<br>利用・貸出<br>⑤映像教材への<br>字幕挿入<br>⑥ICレコーダーの<br>持込<br>⑦配慮依頼文書の<br>配付<br>⑧その他<br>( ) | ①ノートテイク<br>( 手書き ・ PC )<br>②手話通訳<br>③座席の配慮<br>④補聴援助機器の<br>利用・貸出<br>⑤映像教材への<br>字幕挿入<br>⑥ICレコーダーの<br>持込<br>⑦配慮依頼文書の<br>配付<br>⑧その他<br>( ) |

| 大学名                                                  |                                      |                                      |                                      |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 聴覚障害学生<br>の<br>在籍                                    | あり<br>→在籍学部<br>( )<br>→利用中の支援<br>( ) | あり<br>→在籍学部<br>( )<br>→利用中の支援<br>( ) | あり<br>→在籍学部<br>( )<br>→利用中の支援<br>( ) |
| ○で囲み<br>ましょう                                         | なし<br>→過去あり<br>( 年頃)<br>→全くなし        | なし<br>→過去あり<br>( 年頃)<br>→全くなし        | なし<br>→過去あり<br>( 年頃)<br>→全くなし        |
| 支援申請<br>の流れ<br><br>申請先<br>提出書類<br>などを<br>確認しま<br>しょう | <受験>                                 | <受験>                                 | <受験>                                 |
|                                                      | <入学式>                                | <入学式>                                | <入学式>                                |
|                                                      | <履修時>                                | <履修時>                                | <履修時>                                |

★実習  
実験  
実技  
留学  
など

★手話  
サークル  
その他  
興味のある  
サークル

|                      |  |  |  |
|----------------------|--|--|--|
| 大学名                  |  |  |  |
| 入試上の配慮<br>(大学の個別の入試) |  |  |  |
| 困難が予想される場面と過去の対応例    |  |  |  |
| 支援室の雰囲気              |  |  |  |
| サークルの様子              |  |  |  |
| 食堂の様子                |  |  |  |
| 寮の様子                 |  |  |  |
| 先輩たちのアルバイトの様子        |  |  |  |

|                            |                               |  |  |  |
|----------------------------|-------------------------------|--|--|--|
|                            | 大学名                           |  |  |  |
| ★ワーク<br>1-3で<br>書きま<br>しょう | その他<br>(センター<br>入試での<br>配慮など) |  |  |  |
| ★ワーク<br>1-3で<br>書きま<br>しょう | 良いなと<br>思った<br>ところ            |  |  |  |
| ★ワーク<br>1-3で<br>書きま<br>しょう | イメージ<br>と違った<br>ところ           |  |  |  |
| ★ワーク<br>1-3で<br>書きま<br>しょう | 今回担当<br>してくれ<br>た人の<br>部署・名前  |  |  |  |
| ★ワーク<br>1-3で<br>書きま<br>しょう | 自由欄                           |  |  |  |

## ワーク2-1 自分らしく学ぶために —“自分”発見！—

### 自分のこと、どれくらい知ってる？

皆さんは、普段の生活の中で、自分の「聞こえ」のことを、どれくらい相手に伝えられているでしょうか。友達にうまく理解してもらえられず、コミュニケーションで悩んでいる。あるいは、大学で、なかなか自分が思うような支援が得られずに悩んでいる。悩みはないけれど、進学・就職のことを考えると少し不安を感じている、そんな思いはありませんか。

伝えられない、あるいは、どのように伝えればよいのかわからないこともあるでしょう。しかし、伝えなければ何も始まりません。伝わらなければ何も変わりません。このワークを通して、「自分」を他者に伝えるために必要なことを身につけていきましょう。

### やってみよう！

ワーク 2-1 (p.76) の枠の中のテーマについて、あなたが思っていること、わかっていることを書いてみましょう。最初は全てを埋められなくても大丈夫です。書けなかった部分は後から調べたり、自分で状況を整理してから書きましょう。

### どうやって？

#### □ 自分の障害について整理しよう

あなたは、自分の「聞こえ」を、自分でどれくらい把握していますか？

「私は 100dB の難聴です。」

これだけを言っても、相手には何も伝わりません。聴力レベルだけでなく、自分の聞こえ方、コミュニケーションのとり方など、総合的な「聞こえ」を相手にわかるように伝えるスキルがこれから必要になってきます。

あなたの「聞こえ」は、あなた自身にしかわかりません。相手にきちんと伝えられるように、自分の障害や聞こえを少しずつ整理していきましょう。

## □ できること・できないことを整理しよう

聞こえない／聞こえにくくても、できること。

聞こえない／聞こえないために苦手なこと。

それぞれ自分で説明できますか？

「聞こえないので支援してください。」だけでは、何をどう支援すればよいのか、相手もわかりません。支援を利用するためには、「自分は〇〇ができないから、こういう風に支援してほしい。」「ここは自分でもできる。」というように、何が必要／不要なのかを具体的に伝える必要があります。

自分の障害や聞こえの整理とあわせて、自分ができること・できないことについても整理していきましょう。

### ポイント

- ・整理をする時は、客観的な視点も大切です。いろいろな人と話しながらまとめましょう。
- ・高校までに支援を利用してきた学生の場合は、学校の先生と高校生活を振り返りながらまとめるのも有効です。

### 解説

自分の聞こえの管理を、これまで保護者や学校の先生に任せていた人も多いと思います。

ですが、あなた自身のことです。他人任せではなく、「自分ごと」として、少しずつ向き合っていきましょう。聴力検査の結果を見てみたり、補聴器や人工内耳の調整に、病院へひとりで行ってみたり…

できることからやってみませんか。

ワーク 2-1  
p.76

## ワーク 2-1 “自分”発見シート

年 齢：

出身地：

小学校：

中学校：

高 校：

ろう学校の在籍経験の

有無：

なし

あり

家族構成：

自分以外の家族の

聴覚障害の有無：

なし

あり（誰？ ）

大学生活で楽しみにして  
いること：

大学生活で不安なこと：



性 格：

得意なこと：

苦手なこと：

趣 味：

普段のコミュニケーション方法

(手話、口話、筆談、聴覚活用など)

家族：

友人（1対1）：

友人（1対複数）：

先生：



コミュニケーションしやすい環境：

コミュニケーションしにくい環境：

聞きとりやすい声：

聞き取りにくい声：

★どんな人と話している時が、わかりやすいですか？自分にとってコミュニケーションがとりやすい環境を振り返ってみましょう。

家族・友人・先生のコメント





【聞こえについて】

補聴機器の使用： なし あり（下に詳細を記入しましょう）

補聴器（右・左） 装用開始時期（ ）歳頃  
 製品名（ ）  
 使用場面 一日中 特定の場面（ ）  
 聞こえ方（ ）

デジタルワイヤレス補聴システム（FM システムなど）  
 使用開始時期（ ）歳頃  
 製品名（ ）  
 使用場面 一日中 特定の場面（ ）  
 聞こえ方（ ）

人工内耳（右・左）  
 装用開始時期（ ）歳頃  
 製品名（ ）  
 使用場面 一日中 特定の場面（ ）  
 聞こえ方（ ）

その他（ ）（右・左）  
 装用開始時期（ ）歳頃  
 製品名（ ）  
 使用場面 一日中 特定の場面（ ）  
 聞こえ方（ ）

【家族・友人・先生のコメント】

## ワーク2-2 自分らしく学ぶために —発見！学びたいこと・必要な支援—

### 自分にとって必要な支援は何だろう？

ワーク 2-1 では、自分の状況を整理しました。これまで深く考えていなかったけれど、シートを通して改めて気づかされたことも多かったのではないのでしょうか。こうして少しずつ「自分」や「聞こえ」を知ると、自分にとって必要なものは何なのかを考える材料になります。このワーク 2-2 では、自分が学びたいことを学ぶために、やりたいことを実現するために、必要な支援は何かを一緒に考えましょう。

### やってみよう！

あなたが学びたいこと、やりたいことを書き出し、そのアプローチ方法を考えてみましょう。

わからないところは情報収集し、わかった時点でどんどん追記していきましょう。

### どうやって？

#### □ やりたいこと・学びたいことが決まっているなら

自分がやりたいことにチャレンジするために、あるいは、自分が学びたいことをとことん学ぶために、もしかすると、聞こえない／聞こえにくいことが、ハンディキャップになることもあるかもしれません。しかし、ハンディキャップは支援を上手に活用することで解消できる部分もあります。

自分の目標を実現するために、どのようなアプローチが必要か、考えてみましょう。

## □ 自分の好きなことを考えてみよう

やりたいことや、学びたいことがぼんやりしていても、将来の目標が決まっていなくても大丈夫！自分が好きなことは何かを考え、好きなことを大事にしましょう。大学生活の間にさまざまな経験をすることで、将来の目標が見えてくることもあります。

その時に、このワークに戻ってきて、実現するためのアプローチを考えてみましょう。

### ポイント

- ・既に同じ道を進んでいる先輩がいるのであれば、お話を聞いて参考にしましょう。
- ・支援だけでなく、実現するための手続きや過程についてもきちんと下調べしておきましょう。
- ・時には、勇気を出して自分からコンタクトをとり、繋がりをつくることも大切です。

### 解説

自分がやりたいことを実現するために、どんなプロセスを踏み、どんな支援が必要なのか、最初から全てわかる人はいません。例えば、「小学校の教員になりたい」という目標があるなら、大学ではどういう授業をとらなければならないのか、必要な免許・資格は何か、そして、必要な支援は何か…考えなければならないことはたくさんあります。そのためにはまず、情報収集が重要になります。わからないことは、自分で調べたり、先生や先輩、大学の担当者などに聞いたりしていきましょう。

支援については、よくわからないこともたくさんあるでしょう。そんな時は、自分がどんな状況で聞き取りにくくなるのか、困るのか、整理した状況を大学の支援担当者に伝え、入学が決まった後で一緒に支援方法を考えていくこともできます。

自分一人で抱え込まずに、周りを活用して、みんなで実現のための方法を考えていきましょう。

ワーク 2-2  
p.82

## ワーク 2-2 “学びたいこと”“必要な支援” 発見シート



【将来の夢／目標／希望する進路】

### 【目標①】

やりたいこと／学びたいこと

例) 留学したい

そのために必要なこと

例) 留学に関する  
情報を集める、  
語学力を上げる

心配なこと／必要な支援

例) 聞こえない人も  
留学している  
の？語学でリス  
ニングがあった  
ら？

### 【目標②】

やりたいこと／学びたいこと

そのために必要なこと

心配なこと／必要な支援

## ワーク2-3 自分らしく学ぶために —自分の“トリセツ”を作ろう—

### 自分のことをどうやって他の人に伝える？

ワーク2-1、2-2を通して、自分の状況や必要な支援を整理しました。整理したら、次は、他者に伝える番です。大学で、社会の中で、支援（合理的配慮の提供）を利用し、自分らしく生活していくためには、自分の状況とニーズを的確に他者に伝え、建設的対話（支援の内容に関する話し合い）を重ねることが必要になります。このワーク2-3では、これまでに整理したことを、相手に分かりやすく伝えるための工夫を考えましょう。

### やってみよう！

ワーク2-1、2-2で書いた内容を参考にしながら、自分の“トリセツ”（取扱説明書）を作ってみましょう。

### どうやって？

#### □ 相手によって「伝え方」を変える

全ての人に同じ伝え方をして、伝わるわけではありません。

例えば、「私は先天性の重度難聴で、聴力は100dBです。」と説明した時、聴覚障害に詳しい支援担当者であれば、それがどのような状態か理解することができるでしょう。けれども、全ての人が聴覚障害に詳しいわけではありません。初めて出会ったクラスメート、大学の先生や職員、アルバイト先のスタッフ…これらの人に同じような伝え方できちんと伝わるでしょうか。どのように説明すれば、理解してもらえるでしょうか。

相手によって伝え方が変わってくる、ということ覚えておきましょう。

## □ 相手によって伝える内容を変える

自分と向き合って、整理したあなたの状況。

誰に、何を、伝えたいですか？わかってもらいたいですか？

「支援担当者には、わかる範囲で全ての状況を伝えたい」

「授業を担当する先生には、自分のコミュニケーション方法と、聞き取りにくい状況を知ってほしい」

「友達には・・・」

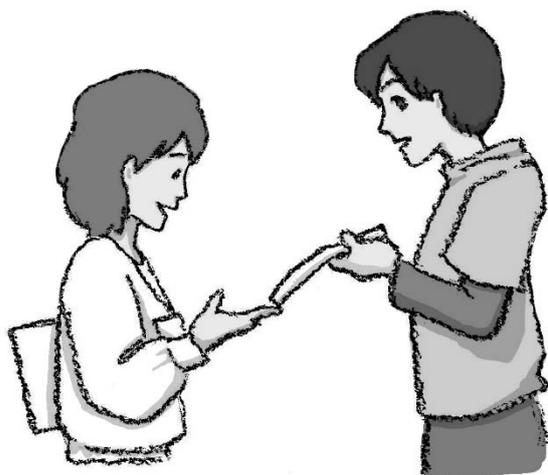
相手によって、伝えたい内容も少しずつ変わってくると思います。また、伝えたくないこともあるかもしれません。その時は無理に話さなくてもいいのです。

ワーク 2-3 では、誰に、何を伝えたいか、伝える人とその内容を整理しましょう。

### 解説

伝えたいことが詳しく、多くなる程、その都度口頭で伝えるのは、あなたも相手も大変ですね。そこで、自分の状況を紙面にまとめた、いわゆる「トリセツ」(取扱説明書)を作る、という方法があります。紙面にしておけば、あなたも口頭で詳細に説明する手間が省けますし、相手も、時間のある時にゆっくり読むことができます。

あなたなりの、あなたらしい伝え方を考えてみましょう。



ワーク 2-3  
p.85

## ワーク 2-3 自分の“トリセツ”を作ろう

### 私の「聞こえ」について

名前：

(渡す相手)

(前置きの文章)

★ワーク 2-1 を元に作成してみましょう。

★dBや難聴の種類だけを伝えてもわかりにくいので、どれくらいの大きさの音が聞こえないか、どんな聞こえ方をするのか、具体的に説明してみましょう。

【公開可能範囲】

- 支援担当教職員
- 授業担当教員
- 支援学生
- 友人
- 他の学生

★ワーク 2-1 を元に作成してみましょう。

★ろう学校の通学経験や、小・中学校での支援利用経験などもここに書きましょう。

【公開可能範囲】

- 支援担当教職員
- 授業担当教員
- 支援学生
- 友人
- 他の学生

### 現状とこれまで

#### 【聴覚障害について】

#### 【生まれてから高校まで】

#### 【高校での様子】

先生とのコミュニケーション：

支援の有無、支援方法：

勉強方法：

【公開可能範囲】

- 支援担当教職員
- 授業担当教員
- 支援学生
- 友人
- 他の学生

【日常生活で困ること】

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

お願いしたいこと

【普段のコミュニケーション】

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

【授業】

★講義形式の時、実習形式の時、グループワークの時、外国語の授業の時など、授業スタイルによって、お願いしたい配慮が変わってくると思います。

どんな配慮が必要か、可能な範囲で説明してみましょう。

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

大学生活とこれからのこと

【将来の夢】

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

【大学での目標】

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

どうぞよろしくお願いいたします。

## 自分のトリセツ 作成例

あくまで作成例です。自分の言葉とアイディアで作りましょう！

### 私の「聞こえ」について

名前：技大太郎

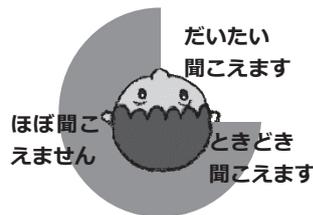
支援担当職員さんへ

大学で学んでいくにあたり、ぜひ知っていただきたいことをまとめました。ご一読いただけると嬉しいです。不明な点は「失礼かな？」と思わずに遠慮なくなんでもご質問ください！

### 現状とこれまで

#### 【聴覚障害について】

- ・聴力は、右耳 80dB、左耳 100dB  
(左耳は飛行機の騒音が間近で聞こえないくらい)
- ・感音性難聴なので、音が小さく聞こえるだけでなく、ことばが歪んで聞こえます。
- ・両耳に補聴器を装着しています。  
主に右耳を活用し、左耳は音が鳴っているのを感じる程度です。
- ・高い声は特に聞き取りづらく、低い声の方が聞き取りやすいです。
- ・手話は簡単な挨拶程度しかわからないので、これから勉強したいと思っています。



- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

#### 【生まれてから高校まで】

- 生まれてすぐの聴覚スクリーニングで陽性。
- 6ヶ月～ ○○ことばの教室に通う
  - 1歳～ ○○聴覚特別支援学校幼稚部
  - 6歳～ 普通小学校に通いながら、週1回難聴学級に通級
  - 12歳～ 普通中学校に通学
  - 15歳～ 普通高校に通学 部活は野球部

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

#### 【高校での様子】

先生とのコミュニケーション：担任とは口話を中心でした。口話の慣れない教員の場合は、筆談も交えて話していました。

- 座学の授業：最前列に着席。主に教科書と参考書で勉強しました。
- 体育：授業前に今日は何をするか、個別に指示を受けました。
- 集会：校長の話は事前に紙でもらうことができましたが、他はわからないため、周囲をよく見て合わせて動いていました。

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

【日常生活で困ること】

左耳と比べて、右耳の方が障害の程度が軽く、音は聞こえて反応ができるため、言葉の聞き取りもできていると勘違いされやすいです。実際は、言葉として聞き取れるのは3割程度で、7割は判断ができないか、頭の中の言葉の引き出しから近い言葉を探して検討をつけています。

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

お願いしたいこと

【普段のコミュニケーション】

- ・目を合わせて、口元を見せながら、ゆっくりはっきり話してください。
- ・ゆっくりしすぎて、「勉強」という言葉を「べ・ん・きょ・う」と区切ってしまうと、逆にわからなくなります。ある程度スムーズに話していただいて大丈夫です。
- ・大切なことは、紙に書くかパソコンで打っていただくとありがたいです。
- ・対面で座れないときは、可能であれば右隣に座ってください。



- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

【授業】

- ・具体的な支援はご相談しながら決めたいと思いますが、文字による情報保障を配置していただければ、文字を読んで内容を把握することができます。
- ・ディスカッションがある場合は、今発言しているのが誰かを確実に把握するため、1人ずつ発言していただくとありがたいです。
- ・重要なことば板書するか、紙に書いていただくと幸いです。

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

大学生活とこれからのこと

【将来の夢】

聴覚特別支援学校の体育の教員になりたい！聴覚障害のある生徒にチームスポーツのすばらしさを伝えたい！

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

【大学での目標】

- ・教員免許取得！（普通免許（体育）、特別支援教育免許）
- ・しっかり勉強して、子どもたちに教える基礎を作りたい！教育実習も充実させたい。
- ・手話を学びたい！

- 【公開可能範囲】
- 支援担当教職員
  - 授業担当教員
  - 支援学生
  - 友人
  - 他の学生

どうぞよろしくお願ひいたします。

## ワーク3-1 支援について相談しよう —初めての相談編—

### 合理的配慮の検討【初めて相談する場合】

大学への入学が決まったら、支援関係者とともにあなたが受ける支援（合理的配慮）について相談します。相談するときに伝えるべきことは、その場の思いつきで話すのではなく、事前を書いてある程度整理していきましょう。そうすることで、相手との話し合いがスムーズになります。

### やってみよう！

- ① 入学が決まった大学に合理的配慮について相談する前に、ワーク3-1「合理的配慮検討シート【初めての相談】」p.91の1～3と、p.92～94の3-1～5の左半分を埋めてみましょう。今ははっきりと決められない内容があっても構いません。
- ② シートを使いながら、相談をしましょう。
- ③ 大学と話し合った後、右半分とp.95に記入して内容を整理してみましょう。

### どうやって？

- 自分の“トリセツ”と、このシートを、相談相手と一緒に見ながら話そう。

このシートを使って、あなたが十分に大学で学ぶことができるように、合理的配慮の内容について事前に考えてみましょう。



□ 「初めての相談」の場での情報保障と記録の方法について、  
事前に確認しよう。

合理的配慮を検討するための話し合いでは、あなたの意図を十分に伝え、また相手の話を正確に理解することが大切です。また、あとあと「あの時ああ言っていた。」「いや言っていない。」というやりとりは避けたいところです。話し合った内容をその場で記録する方法を考える、または、話し合った内容を後日まとめて共有し、間違いがないか双方で確認するといったことも必要でしょう。

ポイント

聴覚障害学生の希望が通ることが望ましいです。でも、合理的配慮の検討段階では、「その支援を提供することは難しいです。」と言われることもあるかもしれません。

「〇〇の内容(支援)を提供するのは難しい。」と言われた時・・・  
どのような対応がいいのでしょうか？

① 「じゃあ、いいです。」と言う。

→大学は良い印象を持ちません。あなたも大学に対して不満を持ち続けるでしょう。不満を持ち続けたままだと、大学生活が楽しめないかもしれません。また、大学と話し合いを続けることが難しくなってしまうかもしれません。

② 何が理由で難しいのかを確認する。

→「一度考えさせてください。」と言って、家で冷静になって対策を練ることも大切です。その上で、「じゃあ別の方法ならどうですか？」など、提案していくのも一つの方法ですね。問題解決の方法は一つではありません。ワーク3-3なども参考に、対話を続けることが大切です。



ワーク3-1  
p.91

## ワーク 3-1 合理的配慮検討シート【初めての相談】

### 1. 基本情報

1) 氏名（よみがな）

2) 学部・学科・専攻

3) 連絡先

メールアドレス（携帯）：

メールアドレス（パソコン）：

FAX（所有している場合）：

### 3. 私の夢・目標

1) 将来の夢

2) 大学在学中の目標

3) 大学で学びたいこと

### 2. コミュニケーション手段

日常的なコミュニケーション手段：

相談時に希望する  
コミュニケーション手段：

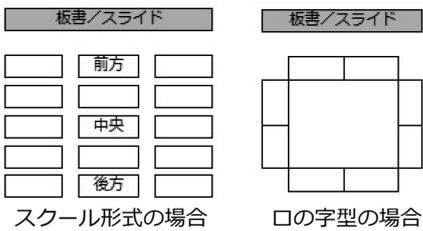
大学と話し合った時の様子を書き込んでみよう！

2. コミュニケーションについて  
① 相談時のコミュニケーション方法は何でしたか？

② あなたは相手の話がどのくらい理解できましたか？

### 3-1. 受けたい支援の内容 (講義)

- ノートテイク
- パソコンノートテイク
- 手話通訳
- 補聴援助システム  
(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 板書・資料を増やす
- 話速の調整 (ゆっくり・はっきり)
- 座席の確保  
(教室の希望する場所に○)



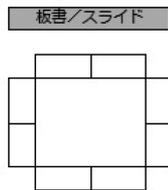
- その他
- 

### 大学と話し合った内容を 書き込んでみよう！

3-1.あなたが「受けたい支援の内容」を伝えた時、大学はどんなことを言っていましたか？

### 3-2. 受けたい支援の内容 (ディスカッションのある授業)

- ノートテイク
- パソコンノートテイク
- 手話通訳
- 補聴援助システム  
(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 板書・資料を増やす
- 話速の調整 (ゆっくり・はっきり)
- 座席の確保  
(教室の希望する場所に○)



- その他
- 

3-2.あなたが「受けたい支援の内容」を伝えた時、大学はどんなことを言っていましたか？

3-3. 講義またはディスカッションのある授業以外で受けたい支援の内容

大学と話し合った内容を  
書き込んでみよう！

3-3. あなたが「受けたい支援の内容」を伝えた時、大学はどんなことを言っていましたか？

4. 不安なこと  
気になっていること

4. 大学に「不安なこと、気になっていること」を伝えましたか？  
その時、大学から言われたことは何でしたか？

5. 自分が知りたいこと  
集めたい情報は何か？  
(支援のルール、その他)

大学と話し合った内容を  
書き込んでみよう！

5-1. 支援内容について

① 大学から合理的配慮について説明を受けましたか？

( はい ・ いいえ )

② 大学ができることは何でしたか？

③ 大学ができないことは何でしたか？

④ 大学から何を聞かれましたか？

5-2. 支援を受ける時のルール

① 大学から配慮を受ける時のルールについて説明を受けましたか？

( はい ・ いいえ )

② どのような内容でしたか？

③ あなたは支援を受ける時のルールについて理解できましたか？

( はい ・ いいえ )

5-3. その他、知りたかったことを聞くことはできましたか？残された疑問はありませんか？

## 話し合った内容を整理しよう！

話し合った内容：

- ①話し合った相手
- ②あなたは相手に何を伝えましたか？
- ③相手からどのようなことを言われましたか？
- ④あなたはどのように思いましたか？

③-1: 「難しい」と言われた場合、  
その理由についての説明を受け  
ましたか？

( はい ・ いいえ )

↓

③-2: 説明された理由を書きましょう。

[ ]

③-3: 理由の説明がなかった場合、  
理由を尋ねることができましたか？

( はい ・ いいえ )

↓

③-4: 尋ねることができなかったのは  
なぜでしょうか？考えてみましょう。

[ ]

次に何を、いつしますか？：

自分が知りたいこと、集めたい情報は何か？

## ワーク3-2 支援について相談しよう —現状の整理編—

### 合理的配慮の検討【今どのような状況か？】

大学入学前後において、支援担当部署と入学後の支援について相談して、その結果、入学前後の様々な行事、そして授業などで合理的配慮が提供されたと思います。初めて合理的配慮を受けて、あなたが十分に学ぶことができたかどうかを振り返り、現状について客観的に考えてみることも大事になってきます。

### やってみよう！

ワーク3-2の「合理的配慮検討シート【現状整理】」(p.98)を使って、あなたが受けた合理的配慮の内容について評価してみましょう。



### どうやって？

#### □ 合理的配慮を受けて前期が終わりました

実際に授業でノートテイク等の支援を受け始めた後、受けている支援が自分に合っていない、授業の内容が理解しにくいと感じる場面はありましたか？この機会に振り返ってみましょう。

## □ 客観的に捉えたらどうなるのでしょうか？

ノートテイクに「何を言えばいいのかわからない」と悩む聴覚障害学生は少なくありません。

提供された合理的配慮内容について、どこが良かったのか、どこがわかりにくかったのか、など客観的に捉えてみましょう。その時に、「どのような状況で困難な状況が起こっているのか」、「このように改善してくれたら理解しやすくなる」等、具体的な提案ができるようになると、支援室の担当者も一緒に対応方法を考えてくれます。そのためにも、まずは現状について整理してみましょう。

### ポイント

ノートテイクや手話通訳、補聴援助システムなどの支援だけでは十分に情報が行き届かないこともあります。

- ・ノートテイクさんや手話通訳者たちは、聴覚障害学生に情報をきちんと伝えるために毎回、ノートテイク技術や手話通訳技術の工夫をしています。その一方で、聴覚障害学生にきちんと情報が伝わったかどうかという不安を抱えています。

→聴覚障害学生から「このところは〇〇という手話表現だとわかりやすい」「もっと文字を大きく書いたらわかりやすい」「専門用語は略語を使っても大丈夫」などのフィードバックをすることが大事になってきます。

- ・今受けている合理的配慮の内容について、ちょっと客観的に評価してみましょう。

ワーク 3-2  
p.98

### ワーク 3-2 合理的配慮検討シート【現状整理】

あなたの満足度を、星の数で表してみましよう。

【手書きノートテイク・パソコンノートテイクについて】

|   | 質問内容                                  | 満足度  | 理由・内容 |
|---|---------------------------------------|------|-------|
| 1 | 手書きノートテイクやパソコンノートテイクで授業を理解することができますか？ | ☆☆☆☆ |       |
| 2 | 手書きノートテイクは適度に要約された内容になっていますか？         | ☆☆☆☆ |       |
| 3 | 手書きノートテイクの文字の読みやすさはどうですか？             | ☆☆☆☆ |       |
| 4 | 支援者（ノートテイクなど）との関係は良好ですか？              | ☆☆☆☆ |       |
| 5 | 支援者に言っていないかどうか迷っていることはありますか？どんな内容ですか？ |      |       |

【手話通訳について】

|   | 質問内容                                 | 満足度  | 理由・内容 |
|---|--------------------------------------|------|-------|
| 1 | 手話通訳で授業を理解することができますか？                | ☆☆☆☆ |       |
| 2 | 先生の言いたいことはあなたに伝わっていますか？              | ☆☆☆☆ |       |
| 3 | 専門用語は正しく伝わっていますか？                    | ☆☆☆☆ |       |
| 4 | 手話通訳者に話していいか迷っていることはありますか？どんな内容ですか？  | ☆☆☆☆ |       |
| 5 | 教員や受講生に話していいか迷っていることはありますか？どんな内容ですか？ |      |       |

【補聴について】

|   | 質問内容                                                                          | 満足度  | 理由・内容 |
|---|-------------------------------------------------------------------------------|------|-------|
| 1 | 補聴機器・補聴援助システムは十分に機能していますか？                                                    | ☆☆☆☆ |       |
| 2 | 補聴援助システムの専用マイクを担当教職員は活用してくれていますか？<br>また、発言者（受講生など）は補聴援助システムの専用マイクを使ってくれていますか？ | ☆☆☆☆ |       |
| 3 | もう少しこうなったら良いのに、と思うことはありますか？<br>どんな内容ですか？                                      |      |       |
| 4 | 担当教職員や受講生に伝えてもいいかどうか迷っていることはありますか？<br>どんな内容ですか？                               |      |       |

【字幕について】

|   | 質問内容                                               | 満足度  | 理由・内容 |
|---|----------------------------------------------------|------|-------|
| 1 | 映像教材を使用するとき、字幕をつける、あらかじめ内容を教えてもらうなど、必要な支援を受けていますか？ | ☆☆☆☆ |       |
| 2 | 教員や支援担当者に伝えてもいいかどうか迷っていることはありますか？<br>どんな内容ですか？     |      |       |

【座席について】

|   | 質問内容                                 | 満足度  | 理由 |
|---|--------------------------------------|------|----|
| 1 | 座席位置はあなたの希望通りになっていますか？               | ☆☆☆☆ |    |
| 2 | 実際に座ってみて、担当教員の声や周囲の声が聞き取りやすい位置でしたか？  | ☆☆☆☆ |    |
| 3 | 座席位置は、担当教職員の顔や全体が見えやすいところでしたか？       | ☆☆☆☆ |    |
| 4 | 実際に座っている座席は、ノートテイクや手話通訳が見えやすい位置でしたか？ | ☆☆☆☆ |    |

## ワーク3-3 支援について相談しよう —問題解決編—

### 合理的配慮の再検討【問題を解決するために】

合理的配慮を受けてみてどのように感じましたか？満足できましたか？それとも物足りなかったのでしょうか？配慮に対して色々な気持ちが出てくるのは当然です。ワーク3-2を使って、現状を整理して、色々な問題点が出てきたかもしれません。現状に対して解決しなければならないことが出てきたかもしれません。その問題の解決に向けて考えてみましょう。

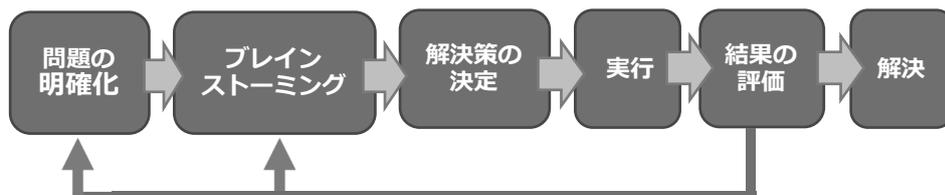
### やってみよう！

ワーク3-3のシートを使って問題の解決策を考えてみましょう。

### どうやって？

#### □ 問題解決に向けて思考の整理をしてみましょう

一般的に、問題解決への取り組みには、下記のような手順があります。この手順を省略したり、順番を違えたりすると正しい解決ができない可能性があるかもしれません。問題が起きた要因の分析を行わずに、先入観や過去の事例のみで判断することで、自分の望む内容とは違う対策をとってしまうこととなります。その結果、問題は解決されずに繰り返されることもあります。早く解決をしたいがために手順を省略したことが、逆に解決まで何倍もの時間が取られてしまうこともあります。この機会にじっくりと整理をしてみましょう。



## ポイント

現状では不満がなくても、学年が上がる、授業形態が変わるとそれに伴って合理的配慮の内容も変わってくるのは自然な流れです。

また「建設的対話」をするためには、あなた自身も問題解決の案を考えることが大事になってきます。

問題点、困っていることに気づかない、もしくは気づいていても何もせずにいると、授業の内容を理解するのがどんどん難しくなります。単位を落としてしまう可能性もあります。早めに支援室に相談することで、問題を解決することができます。

そのために、問題解決の案を考えて、遠慮せずにどんどん支援担当教職員に相談してみましょう。



## 問題解決ワークシートの記入例

### 1. 問題の明確化（状況の把握）

※まずは、何に困っているのかだけをシンプルに捉えよう。次の項目に基づいて、整理するといいですよ。  
 1) いつ  
 2) どこで  
 3) 何が  
 4) どのように  
 5) 誰が

①困りごとはどんなこと？

【記入例】

〇〇先生の〇限の卒業研究ゼミ「〇〇〇〇」で、自分だけディスカッションに追いつくことができなかった。

理由を決めつけずに「起こったことだけ」を考えよう。

5W1Hを意識しながら整理しよう。

②困りごとが起きている理由・原因は？

【記入例】

- ・ノートテイクを見ても誰が発言したかがわからない。
- ・自分の発言タイミングがわからない。

「②ゆえに①が生じる」という理論が成り立っているか確認しよう。

### 2. 解決策の検討（ブレインストーミング）

※どんなアイデアでもいいので、できるだけたくさん選択肢をあげてみよう。

③取り得る解決策は？

【記入例】

- ・みんなで筆談する
- ・みんなが手話を使う
- ・手話通訳をつける
- ・ゼミ向けのノートテイクの練習をする
- ・文字チャットを導入する

非現実的な案でもバカバカしい案でもいいから、思いつくものからとにかくたくさん書き出してみよう。

### 3. 解決策の決定

|                             |                                                                                                                                                    |                                                                                 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <p>④ ③のうち最初に試してみたい解決策は？</p> | <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字チャットを試してみる！</li> </ul>                                                                      | <p>※ポイントはすぐ着手できる実現可能である効果的であること！</p>                                            |
| <p>⑤ ④で選んだ方法の実現性や妥当性は？</p>  | <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼミ生の人数分のPCはあるのか？</li> <li>・PCは誰がどうやって用意するのか？</li> <li>・どうやってPC同士を接続するのか？</li> </ul>           | <p>※周りの理解は得られるか？自分の力で実現できるか？リスクは何か？などの視点から検討しよう。</p>                            |
| <p>⑥ 解決可能な方法に修正するとしたら？</p>  | <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとまずゼミの先輩に相談してみる。</li> </ul>                                                                  | <p>※複数の案が出てきた場合は、優先順位をつけてみよう。<br/>この案で大丈夫か、先輩や友人の意見を聞いてみるのもいいですね（→p.118参照）。</p> |
| <p>⑦ 具体的な行動計画は？</p>         | <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇日の放課後、●●先輩に会う機会があるので、その際に文字チャットについて相談する。</li> <li>・実現できそうであれば、一緒にゼミの先生に話に行ってもらおう。</li> </ul> |                                                                                 |

明日からでも実行できるアイデアになっているか検証しよう。  
3W1H（誰が、いつ、どのようにして実現するか？）を意識して。

## 4. 実行

※実際に行った経過を記録しておこう。

⑧実際にやってみた結果は？

【記入例】

- ・〇月〇日
  - 先輩に相談したところ「とにかくやってみては？」と言ってくれたので、一緒に先生に相談に行ってもらおうようお願い。
- ・〇月〇日
  - 先生に話をしたところ「試験的にやってみましょう」と言ってくれた。
- ・〇月〇日
  - ゼミの時間に5台のパソコンを用意して文字チャットを行った。自分にとってはわかりやすかったが、周りの学生には負担が大きかったかも。今後どうするかは、〇日に先生や●●先輩らと相談する予定。

## 5. 結果の評価

※先生や周囲の学生にとってはどうだったかな？自分だけでなく周りの反応や評価も記入してみよう。

⑨結果と計画を比較した評価は？

【記入例】

- ・自分にとっては、想像以上にわかりやすかった！
- ・「みんながこんなことを考えていたのか」とわかった。
- ・でも、周りの学生に負担になっているんじゃないかと気になることもあった。
- ・ゼミ生によって、文字入力スピードが異なり、遅い学生は大変そうだった。
- ・ゼミ生の中には「疲れた」という人もいた。

次取るべき行動は？

新たに出てきた課題を①に記入して、再度解決策を検討してみよう！

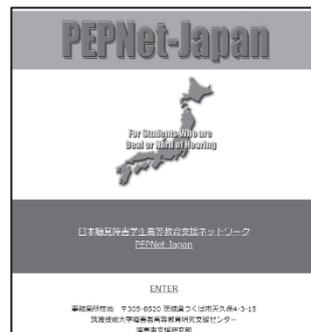
### ポイント – 考えがいきづまったとき –

問題解決について、自分の考えが行き詰まったら、下記の方法を使って調べてみましょう。

- 他の大学の状況を調べる  
PEP なび (p.61 参照)・各大学支援室のウェブページを確認する  
他大学の学生・卒業生に聞く 他大学の教職員に聞く
- 同じ大学の他の学生に相談する
- 学内のリソース（資源、サービス、人など）で使えるようなものがないか調べる
- 他に味方になってくれそうな人を見つける（支援担当教職員、担任の先生、ゼミの先生、保健センターの先生など）
- 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク  
（PEPNet-Japan ; ペップネットジャパン）のホームページで参考になる資料があるか調べる

URL : <http://www.pepnet-j.org/>

QR コードはこちら



ワーク 3-3  
p.107

**ワーク 3-3 問題解決ワークシート**

**1. 問題の明確化（状況の把握）**

※まずは、何に困っているのかだけをシンプルに捉えよう。次の項目に基づいて、整理するといいですよ。  
 1) いつ  
 2) どこで  
 3) 何が  
 4) どのように  
 5) 誰が

|                    |  |
|--------------------|--|
| ①困りごとはどんなこと？       |  |
| ②困りごとが起きている理由・原因は？ |  |

**2. 解決策の検討（ブレインストーミング）**

※どんなアイデアでもいいので、できるだけたくさん選択肢をあげてみよう。

|            |                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③取り得る解決策は？ | <ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul> |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3. 解決策の決定

④ ③のうち  
最初に試してみ  
たい解決策は？

※ポイントは  
すぐ着手できる  
実現可能である  
効果的である  
こと！

⑤ ④で選んだ  
方法の実現性  
や妥当性は？

※周りの理解は得  
られるか？自分  
の力で実現でき  
るか？リスクは  
何か？などの視  
点から検討しよ  
う。

⑥解決可能な  
方法に修正す  
るとしたら？

※複数の案が出  
てきた場合は、優  
先順位をつけて  
みよう。  
この案で大丈夫  
か、先輩や友人  
の意見を聞いて  
みるのもいいで  
すね（→p.118  
参照）。

⑦具体的な  
行動計画は？

#### 4. 実行

⑧実際にやってみた結果は？

#### 5. 結果の評価

⑨結果と計画を比較した評価は？

次取るべき行動は？

新たに出てきた課題を①に記入して、再度解決策を検討してみよう！

実践編

## ワーク3-4 ロールモデルを見つけよう

「こんな人になりたい!」と思える人生の先輩はいますか? 大学生活で、また何か問題が起きた時にも、あなたの道しるべになってくれる存在。それが「ロールモデル」です。特に聴覚障害学生の場合は、同じ聴覚障害のあるロールモデルを得ることで、多くのことを学ぶことができるでしょう。ぜひロールモデルを見つけて、あこがれの存在に一步近づきましょう。



**Q. あなたの身近に、迷ったときやわからない時に聞くことができるような、聴覚障害のある先輩（ロールモデル）はいますか？**

|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| →いる  | あなたのロールモデルのいいところはどこですか？                               |
|      |                                                       |
|      | ロールモデルに近づくためにあなたにできることは何ですか？                          |
|      |                                                       |
| →いない | ロールモデルを紹介してくれそうな人は誰ですか？<br>／ロールモデルに出会えそうな場はどこだと思いますか？ |
|      |                                                       |

## ワーク4-1 身のまわりのリソース・ 相談先を知ろう

### 実はたくさんあるリソース

高校生までは、家族や学校の先生などと頼れる人に相談しながら過ごしてきたと思います。しかし、高校卒業後、大学に進学すると、自分が学ぶための支援について主体的に動き、相談先を決めて、話し合う必要があります。また、実家を離れて一人暮らしを始めると、これまで気付かなかった困りごとが生まれ、どうしたらよいか途方に暮れることがあるかもしれません。

そんなとき、身のまわりのリソースを知ることが大事になります。

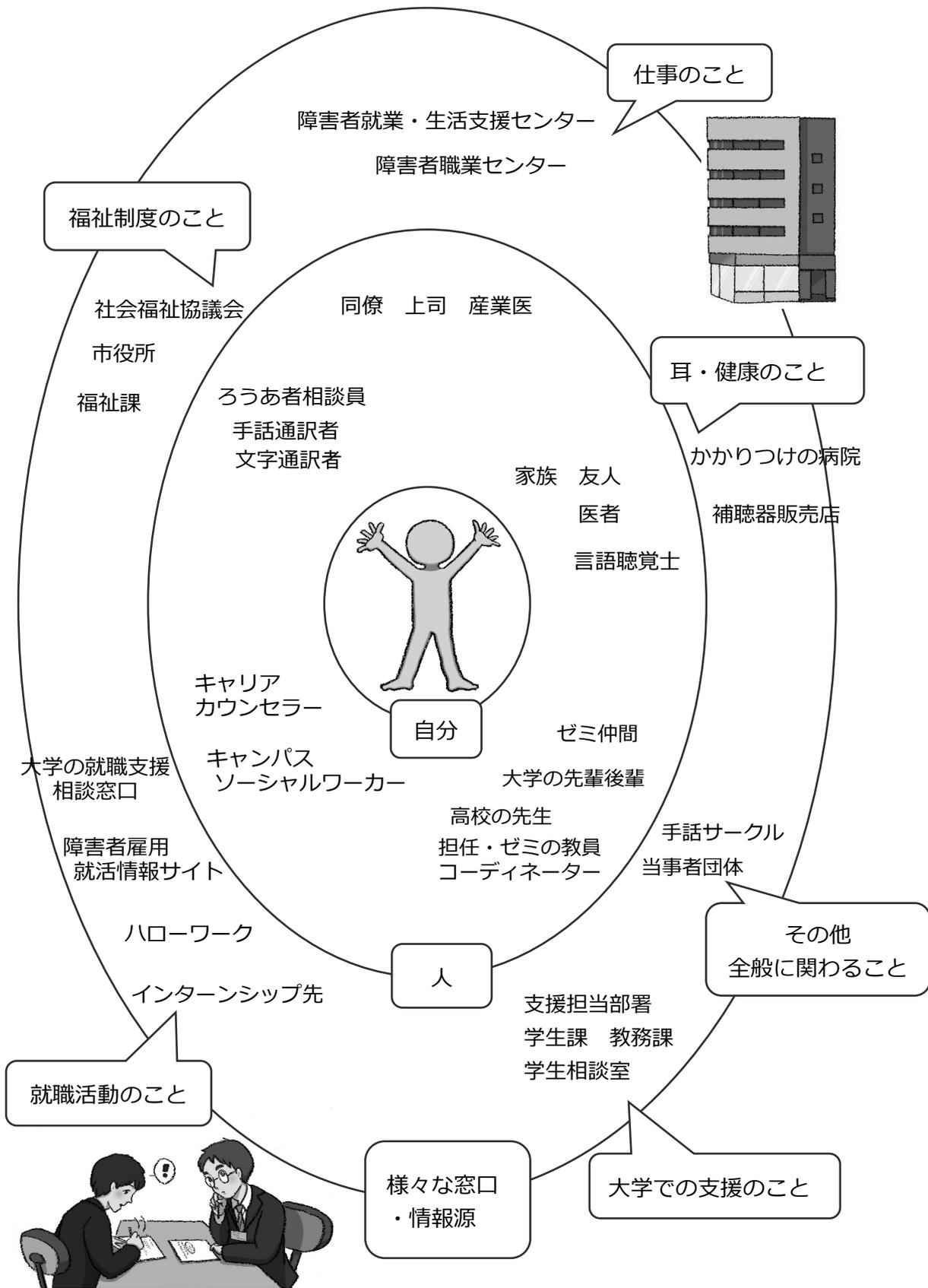
### やってみよう！

自分の身の周りや住んでいる地域（または、これから住む地域）にはどのようなリソースがあるか調べ、シートにまとめてみよう。

### どうやって？

#### □ リソースあれこれ

自分の大学の身の回りや住んでいる地域（または、これから住む地域）には、たくさんの相談窓口や情報源などがあります。それらを活用することで、自分の困りごとを解決する手がかりになります。また、新たな知見を得ながら、自分なりにリソースを開拓していくことで、自信につながったりスキルアップになったりするでしょう。



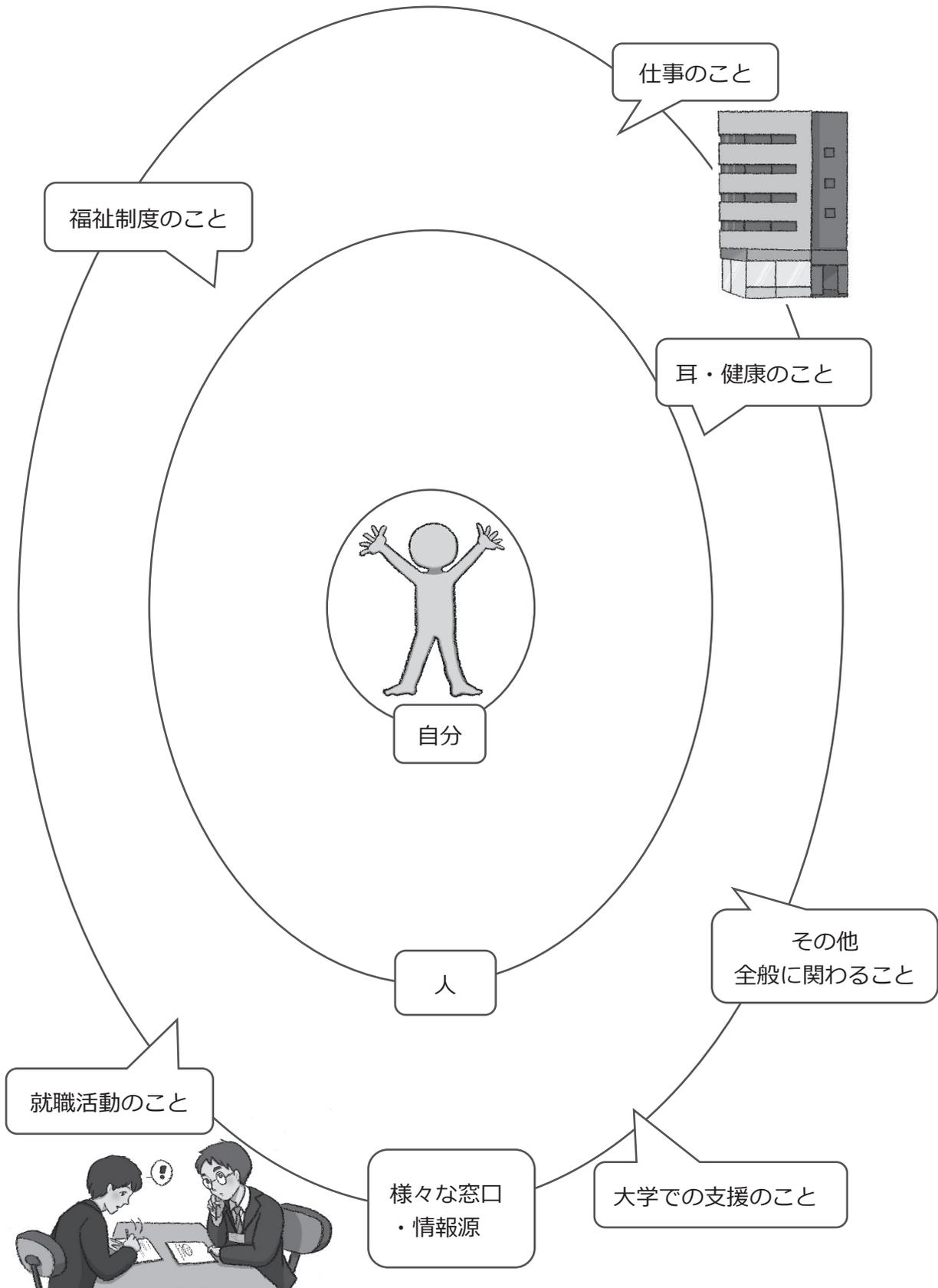
**ポイント**

- ・前ページの図では、場面ごとに相談できる人や場所が一目でわかるように一覧にしています。
  - ・これを参考に自分でも身の回りにあるリソースを書き出してみましよう。
- ①「人」の内側に、普段から相談にのってもらっている人の名前や場所などを書いてみましょう。
  - ②同じように「様々な窓口」にも、名前や場所を書いてみましょう。書きながら、気づいたことがあればどんどん書き込みましょう。
- ★書き終わったら、こういう困りごとはこの人に相談する、ここに行ってみるといったイメージがつくと思います。これをもとに新しい場所（進学先や就職先など）でも応用してみてください。



ワーク4-1  
p.114

### ワーク4-1 自分の身の周りのリソースを書いてみよう



## 【参考1】身の回りのリソースを知ろう 大学生活編

ここでは、大学生活を送る上で参考になりそうな文献やパンフレットなどを紹介していきます。ほとんどのものが無償でダウンロードできるので、ぜひ活用してみてください。

| こんなときに                  | 冊子名<br>パンフレット名                                                                                                                                 | 入手先                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分が住む地域の<br>福祉制度を知りたい   | 福祉制度利用の手引き<br>* 名称は各市区町村に<br>より異なります                                                                                                           | 各市町村の福祉課窓口<br>* 自分が住んでいる市区町村の<br>ウェブサイトを確認しよう！                                                                                                                                                                                                                                         |
| 聴覚障害学生向けの<br>支援について知りたい | トピック別聴覚障害<br>学生支援ガイド<br>PEPNet-Japan<br>TipSheet 集 (改訂版)<br> | <br><a href="http://www.tsukuba-tech.ac.jp/rapo/dspace/handle/10460/1582">http://www.tsukuba-tech.ac.jp/rapo/dspace/handle/10460/1582</a><br>(筑波技術大学機関リポジトリ)                                        |
| どのような支援の方法<br>があるか知りたい  | 教職員のための障害<br>学生修学支援ガイド<br>(平成 26 年度改訂版)<br>                 | <br><a href="http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html">http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html</a><br>(日本学生支援機構ウェブページ) |
| どのような支援方法が<br>あるか知りたい   | 合理的配慮<br>ハンドブック<br>～障害のある学生を<br>支援する<br>教職員のために～<br>        | <br><a href="http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html">http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html</a><br>(日本学生支援機構ウェブページ)                     |

## 【参考2】身の回りのリソースを知ろう 就労編

ここでは、就労する上で参考になりそうな文献やパンフレットなどを紹介していきます。ほとんどがダウンロードできるパンフレットや冊子ですので、ぜひ活用してみてください。

| こんなときに                                                                   | 冊子名・パンフレット名                                                                                                                                          | 入手先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>仕事での悩みをどう解決したらいいんだろう</p>                                              | <p>聴覚障害学生のエンパワメントモデル研修会報告書</p>  <p>聴覚障害学生のエンパワメント事例集 (ウェブコンテンツ)</p> | <p></p> <p><a href="http://www.tsukuba-tech.ac.jp/repo/dspace/handle/10460/1172">http://www.tsukuba-tech.ac.jp/repo/dspace/handle/10460/1172</a> (筑波技術大学機関リポジトリより)</p> <p></p> <p><a href="http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd7/index.php?id=42">http://www.pepnet-j.org/web/modules/tinyd7/index.php?id=42</a> (PEPNet-Japa ウェブページ)</p> |
| <p>助成金（障害者雇用）について知りたい</p> <p>▶職場に手話通訳担当者を配置する場合（障害者介助等助成金）</p> <p>など</p> | <p>各種助成金のごあんない (リーフレット)</p>                                       | <p></p> <p><a href="http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html">http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html</a> (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ウェブサイト)</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |

### 【参考 3】身の回りのリソースを知ろう 法律編

ここでは法律に関する情報を紹介します。

| こんなときに                             | 冊子名・パンフレット名                             | 入手先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者差別解消法について知りたい                   | 障害を理由とする差別の解消の推進                        | <br><a href="http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html">http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html</a><br>(内閣府ウェブサイト)                                                                                                                     |
| 大学における「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の考え方を知りたい | 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について       | <br><a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm</a><br>(文部科学省ウェブサイト)                                                                      |
| 障害者雇用促進法について知りたい                   | (障害のある方向け)周知用パンフレット<br>(事業主向け)周知用パンフレット | <br><a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/index.html</a><br>(厚生労働省ウェブサイト) |

## ワーク4-2

### もし相談につまずいたら？相談先を知ろう！

支援に関する相談をしていると、どうしてもうまくいかずに、つまずいてしまうことがあるかもしれません。あきらめずに繰り返し説明し、お互い納得ができる着地点を探ることが大切です。でも、どうしても難しい場合は、相談先を変えてみるのもよいでしょう。

ここでは、スムーズに相談を進めるために、相談相手の選び方や相談の順序について知りましょう。

#### □ ステップ1 学内で一番話しやすい人に相談する

最初に相談するのは、学内であなたが一番話しやすいと思う教職員がよいでしょう。あなたの話を親身になって聞いてくれそうな方はいますか？

例えば、学内に障害学生支援の担当部署がある場合は、そこに話を持っていくのが一番スムーズでしょう。支援担当部署がどこにあるかは、大学によって異なります。多くの場合、ホームページ等に記載されているので、検索してみるとよいでしょう。

聴覚障害学生を受け入れるのが初めてで、学内で担当部署が決まっていない場合には、所属学部の学生課（大学生活全般を担当する部署）や教務課（授業のカリキュラムを管理する部署）に相談してみるのがよいでしょう。

あるいは、担任の先生や所属するゼミ（研究室）の先生が話しやすいようなら、その先生方でもよいでしょう。先生にアドバイスをもらって、適切な部署と一緒に相談に行くのもいいですね。

基礎編  
p.22  
ワーク  
1-1  
p.60

ステップ1で誰に相談しましたか？

または、これから誰に相談する予定ですか？

その方の肩書きと名前を書きましょう。

( )

## □ ステップ2 学内で他に相談できそうな人を探してみる

最初に相談した先で何度か話し合いをしても、なかなか納得できる結論に至らなかった場合は、学内で他に力になってくれそうな人はいないか、探してみましょう。保健センター、学生相談室、担任やゼミの先生、学生課や教務課などが考えられます。あるいは、学科長、学部長、〇〇センター長など、一定の肩書きを持った方に相談するという方法もあります。

相談ごとは、あなた一人で抱え込む必要はありません。「支援室などの相談先があってもうまく話せる自信がない」という時は、信頼できる先生や職員、友人と一緒に相談に行ってもかまいません。一人でも多くの味方を見つけ、一緒に問題解決に協力してもらいましょう。

このように、ステップ1、ステップ2で重要なのは、あなたにとってのキーパーソンを見つけることです。その人をきっかけとして、学内の関係する人とつながり、どんどん巻き込んでいきましょう。



もしかすると、今まで支援を受けずに過ごしてきた人は、他の人に動いてもらうこと、人を巻き込むことに、抵抗を感じる人もいるかもしれません。そう感じるのはとても自然なことで、その気持ちを否定する必要はありません。

けれども、これまでも説明してきたように、聞こえない学生が合理的配慮を受けることは、当然認められるべきことで、法律でも保障されたあなたの権利です。だから、それを遠慮する必要はありません。

社会に出たら、聞こえない学生もみんな自分で自分が働けるための環境を整える必要があります。就職して初めて、それを実践するのは大変です。でも、学生の間であればいくらかでも失敗が許されます。だから、社会に出る前の練習だと思って、少しずつ「自分の力が発揮できる環境を整える力」を身に付けていきましょう。それが、あなたの権利を護る力にもつながるはずです。

### 【ステップ1・2】相談先チェックリスト

相談をした人・組織にチェックを入れよう！

※名称は大学によってさまざまです。似た機能をもつ人・組織と相談ができた場合にはチェックを入れましょう。

※話し合いがスムーズに進んだ場合は、一部の相談先にチェックが入れば大丈夫です。もしうまくいかない場合は、チェックのっていない相談先で話しやすそうなところから話に行ってみましょう。

- 支援担当部署  
(障害学生支援室、修学支援ルーム、サポートセンターなど、  
名称はさまざま)
- 学生課
- 教務課
- 保健センター
- 学生相談室 (カウンセリング室など)
- ボランティアセンター
- ゼミの先生
- 担任の先生
- 授業の担当教員
- 学部長、学科長、専攻長など肩書のある先生
- 手話サークル、ボランティアサークルの友人
- 手話サークル、ボランティアサークルの顧問の先生
- 聴覚障害学生
- 学部の先輩・友人



**ポイント**

最初の一人に断られても、あきらめずにいろいろな人に話をして、動いてくれるキーパーソンを見つけることが大切です。ある人に断られたとしても、それが大学としての総意であるとは限りません。その人が知らないだけで、実は他に実現可能な方法がある場合もあります。あなたのために動いてくれる人は、きっといます。

**□ ステップ3 学内外の頼れる人を探して相談する**

ステップ1、2で相談した相手と行き詰まってしまったら、次は学内外で頼れる他の人を探しましょう。例えば、同じ大学にいる聴覚障害学生には会いましたか？学内にいなければ、別の大学の聴覚障害学生に会ってみましょう。全国ろう学生懇談会など、聴覚障害のある大学生に出会える当事者団体もあります。他の聴覚障害学生がどのように支援を受けながら学んでいるかを知ることは、あなたに合った支援を考える上でヒントになります。

特別支援学校（ろう学校）出身の学生の場合は、高等部の先生に相談してはどうでしょう。先生に大学に来てもらい、どのような支援があれば学ぶことができるのかを、客観的な視点で話してもらおう方法もあります。

**ポイント**

解決策は一つだけではありません。自分が譲れない線は守りながら、自分と大学にとってベターな方法を探しましょう。

話し合うにあたり、他大学の情報を得たくなったり、専門家の意見が聞きたくなったりすることがあるでしょう。そんなときは、学外の障害学生支援の専門機関に相談することができます。この教材を作った「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）」もその一つです。ステップ1～5の段階に応じて情報を提供することができますし、場合によっては、話し合いに同席して助言することも可能です。

## □ ステップ4に進む前に…他に取り得る手はないかチェック！

なかなか解決方法が見つからない間は、苦しい思いをしますが、合理的配慮(支援)に関する相談は、学内や身近な人との相談で解決できるのが望ましい形といえます。相談先のリストをもう一度見てみましょう。もしまだチェックが入らない相談先があったら、まずはそこに話をして、一人でも多くの協力者を見つけられるようにしてみましょう。

### 【ステップ1・2・3】相談先チェックリスト

相談をした人・組織にチェックを入れよう！

※名称は大学によってさまざまです。似た機能をもつ人・組織と相談ができた場合にはチェックを入れましょう。

#### 【学内】

- 支援担当部署の教職員  
(障害学生支援室、修学支援ルーム、サポートセンターなど、  
名称はさまざま)
- 学生課
- 教務課
- 保健センター
- 学生相談室(カウンセリング室など)
- ボランティアセンター
- ゼミの先生
- 担任の先生
- 授業の担当教員
- 学部長、学科長、専攻長など肩書のある先生
- 手話サークル、ボランティアサークルの友人
- 手話サークル、ボランティアサークルの顧問の先生
- 聴覚障害学生
- 学部の先輩

#### 【学外】

- 聴覚障害学生
- 聴覚障害学生の当事者団体
- 地域の聴覚障害学生支援団体
- 特別支援学校(ろう学校)
- 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)

## □ ステップ4 どうしても難しい場合は…調整機関を利用する

ステップ3で学内外の相談先に相談をしても、どうしても話し合いが進まない。また、不当な差別的取扱いを受けていると感じる。合理的配慮の内容やそれを決めるまでの流れに納得ができない。

そのような時は、支援担当部署やその関係者、学内外の相談できる先生方等に申し出てください。

それでも、一向に改善される気配がない場合、ステップ4として、学内の「調整機関（第三者機関）」に相談をしてみるという選択肢もあります。

文部科学省は、学生と支援担当部署（部署がない場合には、支援関連の業務を担当する人や学部・学科）の双方の話を聞き、間に立って調整を行う窓口の設置と周知を求めています。

大学によっては、障害学生支援に関わる調整を専門的に取り扱う機関を設置したり、ハラスメント防止委員会や人権委員会など、似た機能を持つ委員会がこの役割を担っている場合もあります。

第三者機関が決められていない場合、また、学内の第三者機関で相談してもなお解決できないこともあるかもしれません。その場合は、都道府県または市区町村の、障害者のための相談窓口に連絡するという道も残されています。この窓口は、障害者差別解消法やその関連条例に基づき、各自治体に設置されています。もし学生のみなさんが相談すれば、大学に事情を確認し、調整や助言をしてくれるでしょう。

ただし、このように第三者が介入をすることは、大学にとっても学生にとっても、必ずしも望ましいこととは限りません。第三者機関に相談をすることで、大学との信頼関係が崩れてしまったり、親身になって相談にのってくれていた教職員の方々が、びっくりしてしまう可能性もあります。慎重に判断しましょう。

### ポイント

何回か話して、どうもここでの解決は難しそうだ、となったら、次の相談先に状況を話してみましょう。学内での相談だけであきらめて、障害学生が十分に学ぶことのできない状況が発生するのは問題です。学内で解決できない場合は、学外にも相談できる機関があります。でも、相談先を変える前に、そこで十分な話し合いをしたかどうか、振り返りましょう。どのタイミングで、どこに相談したらよいのか、判断に迷うときは、一度 PEPNet-Japan にも相談してください。

地域の窓口にご相談した場合の流れ（例）



  
 学生 窓口  
 学生「パソコンノートテイクによる支援を受けたいが、大学には『支援はできない』と言われ、取り合ってもらえません」



  
 窓口 大学  
 窓口「大学はどのような状況ですか？」  
 「障害者差別解消法を知っていますか？」  
 大学「本学の状況は・・・」



  
 窓口 学生  
 窓口「大学の状況は・・・でした。そこで、障害者差別解消法について説明し、建設的対話を促しました」



  
 学生 大学  
 三者面談を重ね、合理的配慮を検討（建設的対話）

  
 窓口



  
 学生 大学  
 合理的配慮の合意！

※流れは学生・大学・地域の実態によって異なります。  
 ※お住いの地域の相談窓口は、インターネットで検索できます。

第三者機関や地域の相談窓口を通して、どうしても解決できない場合、地域の相談窓口等から、大学を管轄している文部科学省や、障害者の人権問題を取り扱う法務省に申し出るという選択肢も用意されています。これらは、大学との話し合ってもどうしても解決できない時に、皆さんの権利が守られるためのしくみです。実際にこのしくみを利用する機会がないことを望んでいます。知識の一つとして知っておいてください。

## やってみよう

相談に行き詰まったら、ワーク 4-1 (p.114) で書いたリソースの中で、すでに相談した人・組織を丸で囲いましょう。

ワーク 4-1 をしたときは思いつかなかった相談先に気付いたら、赤字で書き足してみましよう。これから自分が誰にアプローチしたら良いかが見えてくるはずです。



ワーク 4-1  
p.114  
ページが少し  
戻ります

## ワーク5

### セルフ・アドボカシースキルを確認しよう

#### セルフ・アドボカシースキルとは

「セルフ・アドボカシー」は、アドボカシー（権利擁護）の一形態です。アドボカシーにセルフ（自己）という語が加わることで、権利のために訴える行為を、誰か他の人にやってもらうのではなく、権利主体である自分自身が行うという点が強調されています（橋本、1996）。

聴覚障害学生にとって、「合理的配慮」は卒業した後も向き合っていく課題になるでしょう。大学で学ぶためには「わからない」ことに気づき、言えるようになることが大切です。人によっては、他人に頼ることへの葛藤も経験するかもしれませんが、「それでもこういう支援が私には必要だ」ということを学びながら、その都度、意思表示していくことが必要になってきます。

そしてこの過程の中では、自らの障害特性を肯定的に受容し、ニーズを明確化した上で他の人に説明していく力が必要になってくるわけです。これが「セルフ・アドボカシースキル」です。

#### やってみよう！

- ① ワーク5（p.128）質問項目にそって、当てはまる数字に丸をつけ、自分のセルフ・アドボカシースキルをチェックしてみましょう。
- ② 「あまり当てはまらない」「全く当てはまらない」と回答した場合は、該当するワークに記入した内容をもう一度眺めてみましょう。

#### どうやって？

深く考えずに、感じるままに丸をつけましょう。このワークをすることで、自分ができていること・今はまだ苦手なことを客観的にチェックしましょう！

## ポイント

ワーク5を通して、自分のセルフアドボカシースキルがどのくらいかを客観的に捉えることができます。もしかしたら、下記のようなことを思うかもしれません。

「うまく思いを発信できなかった自分。でも実はこんな視点で合理的配慮に関して考えていたなんて！」

「これだけの文を書けるなんて！」

「これだけの思いを他の人に伝えることができるなんて思いもよらなかった！」

適切な理解と支援と環境が整えば、今までなかなか表に出せなかった、または、自分が気付きもしなかった能力を発揮することに気づくかもしれません。

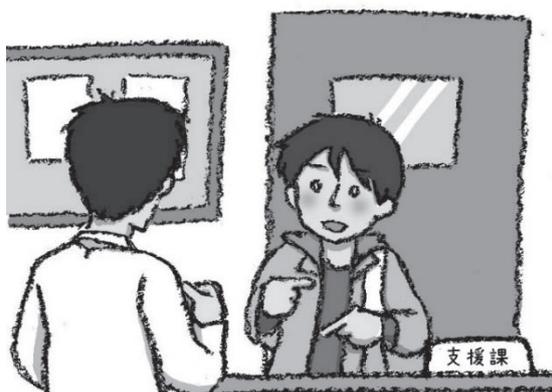
一方、こんなことを思う人もいるかもしれません。

「ああ、私はこんなこともできないんだ……」

「できないことだらけで、自信を失うなあ……」

こんな人も、大丈夫。聴覚障害のある先輩たちは、みんなはじめからこれらを身に付けていたわけではありません。セルフ・アドボカシースキルは、周りの人と関わり、試行錯誤を繰り返すことで、少しずつ身に付くものです。

もし自分の「あ、これはまだできてない」に気付いたら、「参考ページ」をめくってみてください。一歩前に進むことができれば、それはあなたのセルフ・アドボカシースキルが、また少し高まったと言えるのではないのでしょうか。



ワーク5  
p.128

## ワーク5 セルフアドボカシースキルチェック

|    | 質問項目                                         | よくあてはまる | ややあてはまる | あまりあてはまらない | 全くあてはまらない | 参考ページ                                              |
|----|----------------------------------------------|---------|---------|------------|-----------|----------------------------------------------------|
| 1  | 自分が何か助けてほしいときに、負担に思わず助けてくれる人を思い浮かべることができる。   | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク2-3 (p.83)<br>ワーク4-1 (p.111)                    |
| 2  | 誰かの助けが必要なときに、よりよい援助をしてくれそうな人を選ぶことができる。       | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク4-2 (p.118)                                     |
| 3  | 自分が困っていることや助けてほしいことを直接人に話すことができる。            | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク2-3 (p.83)<br>ワーク3-1 (p.89)                     |
| 4  | 助けてほしい人に直接お願いができないときに、誰か代わりの人に話をしてもらうことができる。 | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク3-3 (p.101)<br>ワーク4-1 (p.111)<br>ワーク4-2 (p.118) |
| 5  | 直接人にお願いできないときに、手紙など、別の方法を使って助けを求めることができる。    | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク2-3 (p.83)<br>ワーク3-1 (p.89)                     |
| 6  | 困ったときの助けの求め方や頼み方を何通りか思い浮かべることができる。           | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク3-3 (p.101)                                     |
| 7  | 自分が助けてほしい時に、その理由を伝えることができる。                  | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク2-2 (p.80)                                      |
| 8  | 助けを求めたときに、その相手に何をしてほしいかをわかりやすく伝えることができる。     | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク2-3 (p.83)<br>ワーク3-1 (p.89)                     |
| 9  | 情報保障など、ニーズがあるときに、すぐに大学に相談することができる。           | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク3-2 (p.96)<br>ワーク3-3 (p.101)                    |
| 10 | 自分が知らないところで支援内容が決定されたときに、その理由を尋ねることができる。     | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク3-3 (p.101)                                     |
| 11 | 自分の希望とは異なる支援が提供されたときに、すぐにその理由を尋ねることができる。     | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク3-2 (p.96)<br>ワーク3-3 (p.101)                    |
| 12 | 障害者の権利について知っていることは、自分にプラスに働くと思う。             | 1       | 2       | 3          | 4         | 基礎編 (p.6)<br>ワーク4-1 (p.111)                        |
| 13 | 障害者差別解消法などの法律について知っていることは、自分にプラスに働くと思う。      | 1       | 2       | 3          | 4         | ワーク4-2 (p.118)<br>解説編 (p.130)                      |

本チェックリストは、本田ら(2010)、竹村(2009)、Brashers etc.(1999)を参考に、平成28-30年科学研究費助成事業「聴覚障害学生の認知特性から捉えた多様な情報保障モデルの検討」(研究代表者：甲斐更紗)において作成した尺度を、編集グループにて高校生・大学生向けに修正・加筆し作成しました。

## 第5章

# 解説編

本書では、ここまで障害者差別解消法に基づく建設的対話を中心に、法律の基礎知識や実際の活用方法について説明してきました。ただ、みなさんが大学の先生方にこうした知識を説明する際には、より詳細な資料が必要になるかと思います。また、本書をご覧になっている教職員の皆さんにとっては、法律の正確な情報が知りたいというニーズもあるでしょう。

そこで解説編には、基礎編で説明した障害者差別解消法の基礎知識に、より詳しい情報を加えた、詳細版を掲載しました。内容的には基礎編と重なる部分もありますが、みなさん自身の理解のために、あるいは大学の先生や職員さんにお読みいただくために、活用してもらえれば幸いです。

|               |       | 高校生 | 大学生 | 社会人 |
|---------------|-------|-----|-----|-----|
| 【解説】 障害者差別解消法 | p.130 | ●   | ●   |     |
| 障害者差別解消法 Q&A  | p.144 |     | ●   | ●   |

## 【解説】 障害者差別解消法

### はじめに

2016年4月、障害学生の大学生活に大きな影響を与える法律が施行されました。それは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」という法律で、障害のある人々への不当な差別を禁止するとともに、彼らの社会参加にあたって必要な配慮（以下、合理的配慮）の提供を求めるものです。本稿では、こうした障害者差別解消法の内容と意義について説明していきます。

### 障害者差別解消法とは？

冒頭でも述べたとおり、障害者差別解消法は、以下の二点について定めた法律です。

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止
- ・ 合理的配慮の提供

#### □ 不当な差別的取扱いとは？

このうち、「不当な差別的取扱い」というのは、障害を理由に各種機会への参加やサービス提供等を拒んだり、制限を付けたりすることを指します。例えば、大学における不当な差別的取扱いの例として、以下のような内容が考えられます。

- ・ 入学試験に関する問い合わせがあったが、障害があるとのことだったので、出願を遠慮いただいた。
- ・ 特定の専攻に進みたいとの希望があったが、「障害学生は難しい」と伝えた。
- ・ 大学主催の講演会に参加希望があったが、「障害学生は遠慮してほしい」と説明した。
- ・ 複数の科目の中から自由に選ぶことのできる選択科目で、「障害学生はAとBのどちらかにしてほしい」と伝えた。

これらは、いずれも障害を理由に各種機会への参加を断ったり、制限をつけたりしている例で、そこに正当な理由がない限り、不当な差別的取扱いにあたり得ます。障害者差別解消法は、大学やその他の機関に対して、こうした対応をすることを法的に禁止しています。

## □ 合理的配慮とは？

一方、障害学生の多くは、いろいろな社会的障壁ゆえに、単にその場への参加を認められただけでは、他学生と対等に参加することができない場合があります。こうした社会的障壁を取り除くためには、大学からの配慮や支援が必要です。これらの配慮や支援のことを、「合理的配慮」といいます。例えば、聴覚障害学生に対する合理的配慮には以下のような例があります。

- ・授業中、教員の話伝えるために、話されている内容を文字で伝える「ノートテイカー」を配置する。
- ・グループディスカッションが頻繁に行われる授業で、話されている内容を手話で伝える「手話通訳者」を配置する。
- ・比較的、聴力を活用できる学生に対して、教員の話す音声を直接学生の補聴器に届ける「FM補聴援助システム」を活用する。
- ・ビデオや動画教材を使用する授業で、映像の内容がわかるようにあらかじめ「ビデオ字幕」を挿入しておく。

これらは、いずれも全国の大学で広く実施されている合理的配慮の代表的な例で、障害者差別解消法は、こうした合理的配慮を提供するよう大学に義務づけています（私立大学は努力義務）。

## 法律の適用範囲は？

障害者差別解消法は、障害者の社会生活全般を対象にした法律で、大学はもちろん小学校、中学校、高校などの教育機関や医療機関、電車、バス等の交通機関、デパート、レストラン、映画館などの民間が運営するサービス、さらには町の商店や個人事業主、社会福祉施設や非営利団体まで、幅広い対象を適用範囲としています<sup>※1</sup>。

ただし、国や地方自治体などの行政機関等が行う事業・サービスと、民間事業者が行う事業・サービスでは、課せられる義務の範囲が下表のように異なる点で注意が必要です。

|              | 行政機関等 | 事業者  |
|--------------|-------|------|
| 不当な差別的取扱いの禁止 | 法的義務  | 法的義務 |
| 合理的配慮の提供     | 法的義務  | 努力義務 |

このうち注意が必要なのは、国公立大学は国や地方自治体と同じ「行政機関等」に分類されているのに対して、私立大学は民間企業などと同じ「民間事業者」に分類されている点です。このため、不当な差別的取扱いの禁止については、国公立大学・私立大学ともに法的義務となっていますが、合理的配慮の提供については、国公立大学では「法的義務」、私立大学では「努力義務」と扱いが異なります。

※1 なお、雇用分野については、障害者差別解消法ではなく「障害者の雇用促進に関する法律（障害者雇用促進法）」の適用範囲となります。障害者雇用促進法では、民間の事業主に対しても合理的配慮の提供を義務付けています。このため、大学が障害のある教職員に対して行う合理的配慮については、国公立大学・私立大学ともに法的義務ということになります。

しかし、努力義務とはいえ、「差別解消」というこの法律の趣旨に照らせば、私立大学も合理的配慮を誠実に提供すべきであることは言うまでもありません。もしも私立大学が合理的配慮の不提供を繰り返し、もはや自主的な改善を期待できないと判断されたときは、文部科学大臣から行政指導を受ける可能性もあります。私立大学は、不当な差別的取扱いの禁止義務（法的義務）と合理的配慮の不提供の禁止義務（努力義務）のどちらについても、ひとしく行政指導の対象となっているのです。

また、障害者差別解消法は、施行後3年が経過した時点で政府の検討（必要ときには見直し）がなされることになっていて、今後、民間事業者の努力義務が法的義務に変わっていく可能性は大いにあります。さらに、大学における教育を指導・監督している文部科学省も、国公立大学・私立大学の別に関わらず、大学における合理的配慮の提供を強く求める文書などを発行していますので、この点を踏まえた対応が必要と言えるでしょう。

#### 【参考】

##### 文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告」

文部科学省がこれまでに二度公表している報告で、大学における障害学生支援のあり方についてまとめている。各報告の概要は以下のとおり。

**第一次まとめ（2012年12月）：**文部科学省が大学における障害学生についてはじめて本格的に検討を行い、公開した報告書で、①機会の確保、②情報公開、③決定過程、④教育方法等、⑤支援体制、⑥施設・設備等の側面から求められる取り組みを記載している。この中では、対象とすべき学生の範囲や支援の提供を検討すべき場面の例、具体的な支援方法等について言及されている。

**第二次まとめ（2017年3月）：**障害者差別解消法の施行を受けて、第一次まとめに追加すべき事項を整理したもので、①基本的な考え方、②大学等における実施体制、③合理的配慮の内容の決定の手順、④紛争解決のための第三者組織等の側面から、障害学生支援の考え方や求められる体制等について整理されている。ここでは、障害学生への合理的配慮の提供は「組織として当然に行わなければならないことと位置付けられている」点など、大学としての義務・責務の範囲がより明確に記されている。

## 障害者差別解消法をめぐる背景には・・・

これまでに説明してきたような障害者差別解消法が制定された背景には、障害者の権利保障にまつわる世界的な潮流があります。それは、2006年12月に採択された国連「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に関わる動きです。

障害者権利条約は、障害のある人が社会の一員として尊厳をもって生活できるように、障害者差別を禁止し、機会の均等を図ることを求めた条約です。「Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」というスローガンの元で進められた議論では、障害者自身が主体的に参画し、名実ともに障害者のための条約となるよう努力が重ねられてきました。この結果、2006年12月に国連総会にて採択され、現在までにアジア諸国やアフリカ諸国等を含めた175か国で批准されるに至っています（2017年11月現在）。

一方、日本政府は、2007年9月にこの条約に賛同を示す署名をして以来、批准に向けて国内法を整備するなどの体制を整えてきました。こうした流れの中で、以下のようにたくさんの法律が成立・改正され、障害者差別解消法の成立ならびに障害者権利条約の批准に至りました。

- 2006年12月 国連にて障害者権利条約の採択
- 2007年9月 日本政府が障害者権利条約に署名
- 2011年8月 障害者基本法改正
- 2013年5月 障害者雇用促進法改正・障害者差別解消法成立
- 2014年1月 障害者権利条約の批准書を国連に寄託

### 【参考】国連障害者権利条約

すべての障害者が人権と基本的自由を享有し、個々の障害者の尊厳を尊重することを目的に制定された条約。一般的義務として以下のような点が定められている。

- ・ 障害者の権利を保障するためにすべての適当な立法措置、行政措置をとること
  - ・ 障害者への差別にあたるような既存の法律、規則、慣行を廃止するためのすべての適当な措置をとること
  - ・ すべての政策や計画において障害者の人権の保護、促進を考慮に入れること
  - ・ 個人や団体、民間企業における障害者差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること
- など

## 障害者権利条約と「障害の社会モデル」

障害者権利条約を理解する上で非常に重要なのが、「障害の社会モデル」という考え方です。もともと、「障害」ということばは、「目が見えない」とか「耳が聞こえない」といった障害者の抱える医学的な困難性のみを指すものと考えられていました。このため、聴覚障害ゆえに授業内容が理解できなかったとしても、「学生の耳が聞こえないからだ」と学生自身の障害に原因を求める側面がありました。

けれども、たとえ聴覚障害のある学生であっても、手話通訳やノートテイクなどの支援が充実した大学に入学していれば、他学生と対等に授業に参加ができるはずで、ここから同じような障害であっても、学生の置かれた環境によって、本人が感じる不利益やバリアは大きくも小さくもなるということがわかります。

つまり障害者が抱える「障害」というのは、障害者の中だけに存在するのではなく、実は障害者と社会の接点に生まれるものであって、その関係性いかによって変化するものととらえることができます。これが「障害の社会モデル」という考え方です。

このように考えてみると、私たちの社会の中には、知らず知らずのうちに積み重ねられてきた「障害」がたくさんあることに気づかされます。出入口の段差やコミュニケーション方法の違いが生み出す壁、障害者の存在に気づかずに構築されてきた制度の問題など、よく考えると、社会の側がとても大きな「障害」を抱えていると言えるのかもしれないですね。であれば、その「障害」（社会的障壁）を取り除かなければいけません。そのきっかけを与えてくれるのが、日本の場合、障害者差別解消法であり、この手段として合理的配慮があると言えるでしょう。

## さらに詳しく…障害者差別解消法

では、障害者差別解消法の誕生によって、障害学生の大学生活はどのように変化するのでしょうか？大学はどのような視点で障害学生を受け入れ、支援を提供していけばいいのでしょうか？

この際、基本となるのが「同等な機会の保障」という考え方です。障害学生が他の学生と同じように参加できていない状況があるならば、そこには何らかの差別や社会的障壁が存在する可能性があります。これらを取り除き、他の学生と同じ参加機会を保障していくこと、これがめざすべき基本的な方向性となります。

例えば、大学生活上、障害学生が以下のように感じる状況は生じていないでしょうか？

- ① 本当は入りたい専攻があったけれども、障害があると受け入れは難しいと言われてあきらめた
- ② 本当は受けたい授業があったけれども、障害学生の履修は遠慮してほしいと言われて希望を取り下げた
- ③ 本当は何らかの支援が欲しかったけれども、無理と言われていたので仕方なくわからないまま我慢した
- ④ 本当はパソコンノートテイクが欲しかったけれども、準備できる体制がないと言われて、仕方なく友達にノートを見せてもらった

もし、こういった状況があるとしたら、障害学生の大学生活はかなり制限を受けている状態で、他の学生と同等の教育機会を得られているとは言えないでしょう。この場合、大学としても何らかの改善が必要です。

## □ 不当な差別的取扱い

上記にあげた例のうち①や②のように、参加の希望があっても参加を断る、選べるはずの選択肢を制限するといった行為は、「不当な差別的取扱い」にあたり得ます。大学における不当な差別的取扱いは、このほかにも入学前の相談や入試、授業（講義、実習、演習、実技、実験）の受講、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等、あらゆる場面で発生する可能性があるため留意が必要です。

また、場合によっては、こうしたやりとりの中で障害を理由としたハラスメントも生じる可能性があります。このため、大学としてはこのような問題を未然に防ぐための研修・啓発を進める必要があるでしょう。

ただ、なかにはどうしても異なる取扱いをせざるを得ない場面もあるかもしれません。例えば、種々の合理的配慮を尽くしても、本人やその場の参加者の安全が著しく脅かされたり、大きな損害が発生したりする場合のことです。このように、やむをえず問題を回避することができない場合には、「正当な理由」があるとしてその取扱いが認められることがあります。

正当な理由については、以下のような観点から総合的・客観的に判断していく必要があるとされています。

### 【参考】正当な理由の判断の視点

- ・安全の確保：本人や参加者の安全が著しく脅かされること
- ・財産の保全：大学や参加者の財産が失われる危険性が極めて高いこと
- ・事業の目的・内容・機能の維持：本来実施するつもりだった内容ができなくなったり、会の目的や機能を大幅に変えなければいけなくなったりすること
- ・損害発生の防止：非常に大きな損害が発生してしまうこと

ただし、こうした事案は一つ一つの場面や条件に応じて、丁寧に議論をしていく必要のあるもので、単に「何かあると困るから」「以前こんなことがあったから」といった理由のみで参加を制限することはできません。

また、合理的配慮、すなわち、できる範囲での工夫や調整や配慮によって、問題を回避することができるのであれば、まずその方法を検討しなければいけません。したがって、こうしたさまざまな手を尽くしてもどうしても著しい問題が発生してしまう場合にのみ正当な理由があると言えるということになります。

なお、障害者差別解消法は障害者の対等な参加を求めるもので、障害者を優遇することを求めているものではありません。このため、障害学生の成績が求めるレベルに達していないなどの理由があるときには、他の学生と同等の措置を取ることを妨げるものではありません。

## □ 合理的配慮

一方、対等な教育機会が得られていないとして上記にあげた例のうち、③や④のように、必要な配慮を提供されなかったがために、他学生よりも不利な条件でその場に参加せざるを得なかったような場合、「合理的配慮の不提供」にあたる可能性があります。障害者差別解消法では、こうした合理的配慮の不提供そのものも差別の一つと位置付けています<sup>※2</sup>。

合理的配慮というのは、障害者が感じるさまざまな社会的障壁を取り除くために必要な変更・調整のことで、以下のような内容を含んでいます。

### 【参考】合理的配慮の例

- ・ 物理的環境への配慮：移動しやすい教室に変更する、建物の入り口の段差を解消するなど、障害学生にとって利用しづらい環境を調整すること
- ・ 意思疎通の配慮：ノートテイクや手話通訳者などの支援者を配置する、窓口にて筆談で対応するなど、コミュニケーション手段の違いを補うための配慮をすること
- ・ ルール・慣行の柔軟な変更：試験時間を延長する、試験の方法を代替するなど、他学生に対して適用しているルールや慣行をより使いやすい形に変更すること

障害者差別解消法では、本人の申出（意思表示）に応じて、こうした合理的配慮の提供を行わなければならない（私立大学の場合は、提供する努力をしなければいけない）ことになっています。

この際大学側が学生の意向を無視して独断で「配慮」を提供すれば、障害を理由とする不当な差別的取扱いの問題が生じることもあります。例えば、授業中に、教員が障害のある学生の意向を確認しないまま、合理的配慮のつもりで発言の順番を飛ばした場合、学生の立場から見ると、障害を理由に発言の機会を与えられなかったと感じることがあるかもしれませんし、それを不当な差別的取扱いを受けたととらえる場合もあるでしょう。このため、合理的配慮の提供にあたっては、本人の意向を尊重することが大切になってきます。

一方、障害学生の求める配慮の中には、大学にとって実現が難しいものもあるかもしれません。また、実現することで授業の目的が変わってしまったり、他学生とのバランスを著しく欠く結果になったりするものもあるかもしれません。障害者差別解消法は、こうしたアンバランスな対応を大学に求めるものではありません。

でも、だからと言って障害学生からの申出を一方向的に断るだけでは、本人の抱える社会的障壁は解決されません。

このため合理的配慮の内容を決定するときには、本人のニーズに基づいて、大学側ができること、できないことを提示し、互いに納得できる打開策を探す対話が不可欠になってきます。このような対話のことを「建設的対話」といいます。障害者差別解消法では、障害学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学が互いの現状を共有し、双方でよりよい合理的配慮の内容を決定するための建設的対話の重要性が強調されています。

※2 ここでは、不当な差別的取扱いと合理的配慮の提供を分けて説明していますが、実際にはこれら二つが重なる事例もあります。例えば、「聴覚障害学生から学外で行うフィールドワークへの参加希望があったが、手話通訳等の合理的配慮を提供できないので、参加をお断りした」等の例では、合理的配慮の不提供のみならず不当な差別的取扱いも問題にしていけることができるでしょう。同様に、「教員がよかれと思って（代替措置をとらずに）レポート課題の提出を免除した」といった場合、不適切な合理的配慮の提供が、結果的にレポートを提出して正当な評価を受ける機会を奪うという形で不当な差別的取扱いに繋がっています。このように、合理的配慮と不当な差別的取扱いは、裏表の関係にあり明確に切り分けることはできないとされています。

**【参考】合理的配慮を構成する要素**

障害者差別解消法の施行にあたって内閣府が作成した基本方針の中では、合理的配慮を構成する要件として、以下のような点が挙げられています。

- ・ 障害学生の**機会の平等**に資すものであること

これまでも述べてきた通り、合理的配慮は障害学生の感じる社会的障壁を取り除くために必要な調整です。したがって、障害学生だけを特別に優遇するものではありませんし、その必要もありません。例えば、障害学生だけ評価を甘くしたり、代替措置を行わないまま単に授業や課題を免除したりするような配慮は、他学生と対等な条件でその場に参加するという権利を奪うものであり、合理的配慮として求められている内容とは言えません。

- ・ 障害学生の**個別のニーズ**に対応するものであること

合理的配慮というのは、個々の障害学生から出されるニーズを受けて検討されるもので、不特定多数の障害者を対象とした環境の整備<sup>※3</sup>（事前的改善措置／後述）とは区別されます。また、個別のニーズに基づくものである以上、同じ障害であっても障害の程度や学生のニーズによって、提供する合理的配慮の内容が変わってくる可能性があります。同様に、授業の内容や形式、活用可能なリソースの状況によっても、提供できる合理的配慮の内容が変化する可能性があります。

- ・ 大学にとって**過度な負担**にならないこと

合理的配慮は、社会の側に社会的障壁を除去するための責任を求めるものなので、どのような配慮であっても、提供する側には一定の負担が生じます。ただし、それが均衡を失った著しい負担になる場合には、提供義務の範囲を超えることがあります。例えば、大学全体の規模に比較して、予算や人手がかかり過ぎるものや事務・事業への影響が大きすぎるもの、さまざまな制約により実現可能性が低いものなどは、過重な負担と判断されることがあります。

ただし、大学側も一定の努力をしなければいけないため、「予算や人手がかかる支援は一切できない」等と言い切ってしまうことは認められません。

**・本質的変更**をともなうものでないこと

合理的配慮はその場の目的や内容・機能の本質を変えない範囲で提供されるものであり、これらを大きく歪めることを求めるものではありません。大学の授業には、それぞれ開講している目的があり、受講生にはその目的を達成することが求められます。このため、授業目的そのものを変えてしまうような配慮は提供する必要はありません。例えば、英語の授業で手話通訳を配置してほしいという要望があった場合、英語をすべて日本手話に置き換えて通訳するような配慮は合理的配慮とは言えません。

**・本来業務に付随**するものであること

合理的配慮は、大学が本来提供しているサービスへの対等なアクセスを保障するものなので、この範囲を超える内容は、大学の責任外と判断されることがあります。例えば、障害学生が学外で行われる学会や研究会への参加を希望する場合、この場における合理的配慮を提供しなければいけないのは、大学ではなく学会や研究会の主催者のはずです。もちろん、こうした場を大学での教育研究活動の延長線上にあると考えて、支援を提供することは可能ですが、大学の責任外と判断される場面にまで、合理的配慮の提供を義務づけるものではありません。

このほか、障害学生にとって重要なポイントは、こうした合理的配慮の提供が本人の「意思表示」に基づいて行われるものであるという点です。このため、学生にとってはまずは支援の必要性を申し出ることが重要な一歩となります。

## ※3 合理的配慮と環境の整備のちがい

講演会など、聴覚障害者の参加が想定される場面で、あらかじめ手話通訳を配置しておくことは、環境の整備（事前的改善措置）と呼ばれ、合理的配慮とは区別されています。事前的改善措置とは、特定の障害者からの申出がなされる前に、大学が不特定多数の視覚障害者・聴覚障害者・肢体不自由者などを想定して、あらかじめ社会的障壁を除去することを意味します。例えば、大学がそれらの障害者のニーズを想定してバリアフリーを進めておいたり、さまざまな人のニーズに対応するユニバーサルデザインを導入しておいたりすることで。一方、個々の場面で、特定の聴覚障害者からの申出がなされた後に、大学が話し合いを経て、手話通訳者などを配置した場合は、合理的配慮となります。一人の聴覚障害者に対して用意した合理的配慮が、全体にとっての環境の整備になることもあります。

これに対して、大学側にとっては障害学生意思表示を支援する関わりも重要な視点と言えるでしょう。障害学生の中には、高校まで必要な合理的配慮を受ける機会を得られないまま、大学に入学している例も少なくありません。こうした学生にとって、支援が必要とのニーズに気づき、大学に申し出るまでには、多くの心理的葛藤を乗り越えなければいけないものです。これらの葛藤を少しでも軽減し、一刻も早く有効な合理的配慮を活用できるようにするためにも、合理的配慮の必要性を言い出しやすい環境を作っておくことが大切でしょう。

合理的配慮の活用は、障害学生の可能性を広げ、彼らの大学生活を意義深いものにしてくれます。彼らが将来合理的配慮を活用しながら、自らの力を存分に発揮できる状況を作っていくためにも、社会的障壁の除去を必要としている学生がいたら、「大丈夫？困っていない？」などと声をかけていけるといいですね。

#### 【参考】

#### 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」

(2015年)

障害者差別解消法の施行に先立ち、内閣府が公開した基本方針で、法の対象範囲や不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供のための基本的な考え方、「正当な理由」や「過重な負担」の判断の視点等がまとめられている。

## おわりに

これまで、日本における障害者施策は、不特定多数の障害者を想定して法律を作るという方法で対応してきました。例えば、バリアフリー法などは、多くの障害者が使いやすいように、一定の環境を整えることを義務付けています。けれども、こうした法律によってカバーされていない個別のニーズについては、その場にいる誰かの「思いやり」に頼らざるを得なかった側面があったのではないのでしょうか。「たまたま良い先生がいたから支援を受けられた」「たまたま優しい職員さんがサポートをしてくれた」——そんな「たまたま」出会うことのできた貴重な「思いやり」によって、障害学生の大学生活は支えられてきたわけです。

これに対して障害者差別解消法は、障害学生一人一人のニーズに対して、大学側が「耳を傾けること」「対話のテーブルにつくこと」を義務付けた法律です。つまり、障害学生にとってみれば、大学との交渉権が法的に保障されたとも言えます。

この権利を保障するとともに、大学に存在するさまざまな障害を取り除いていくためにも、建設的対話を積み重ねより良い大学を作っていただければと思います。

## 障害者差別解消法 Q&A

### Q 対象となる障害の範囲に制限はありますか？

障害者差別解消法では、障害の種別や障害者手帳の有無に関わらず、心身の障害と社会的障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてを対象にしています。また、障害のある大人だけでなく、子どもも対象に含まれますし、難病などにより心身の機能に障害を抱えている人たちも対象とされています。

### Q 合理的配慮の対象となるのは、正規の授業だけですか？

大学における合理的配慮は、教育・研究に関わる活動すべてを対象にすべきと考えられています<sup>※4</sup>。例えば、授業といっても先生の講話が中心となる講義だけではなく、実験・実習や演習、スクーリングなどさまざまな場面がありますし、大学院における研究指導等なども教育・研究に関わる重要な場面です。同時に、図書館などの施設の利用や、入学式・卒業式などの学校行事、大学主催の講演会・研修会といった正課外教育なども対象と考えられています。

※4 文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第2次まとめ）」参照

### Q 正規の学生ではないのですが、合理的配慮を受けることはできますか？

大学における合理的配慮の対象は、正規学生のみに限られるものではありません。科目等履修生や聴講生、研究生、留学生および交流校からの交流に基づいて学ぶ学生なども、他の学生と同様にそれらの制度を利用する権利がありますし、その際に必要な合理的配慮は提供されるべきと考えられています。また、学生だけでなく、図書館や附属施設を利用するために外部から来られる方々や、オープンキャンパスの参加者、大学が主催する講演会やシンポジウム等の参加者なども対象に含まれると考えられています。

**Q 障害者差別解消法に違反した場合、罰則規定はあるのでしょうか？**

大学が障害者差別を行った場合に、直ちにこれを罰する規定はありませんが、大学の自主的な取組みのみでは適切に改善ができない場合には、大学を監督している主務大臣すなわち文部科学大臣から大学に対して報告を求めたり、助言、指導、勧告を行ったりすることができるかとされています。こうした形で報告を求めたり、助言・指導・勧告を行ったりした内容は、毎年主務大臣が取りまとめて国会で報告することになっています。

**Q 先生や友人に差別的な言葉をかけられたのですが、  
これって法律違反ですよね？**

障害者差別解消法が対象としているのは、事業者による差別（不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供）で、個人の言動は対象外になっています。このため、教員や友人の差別的な言動が、直接、法律違反として追及されるようなことはありません。ただし、その言動により不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供になる場合には、大学としての監督責任が問われる事態となりますし、障害を理由とするハラスメントがある場合には、大学の人権相談窓口等に相談することも可能でしょう。

また、国公立大学では、障害者差別解消のための教職員対応要領を作成することになっていますが、これらの規定の中には教職員の懲戒処分について明記しているものもあります。すなわち、教職員は、不当な差別的取扱いをしたり、合理的配慮を提供しなかったりした場合、その態様などによっては、職務上の義務に反した場合や職務を怠った場合などに該当し、懲戒処分に付されることがあります。

いずれにしてもこうした事態に発展しないよう、学内での教育・啓発・研修を進めていきたいところです。

**【参考】**

**障害を理由とする差別の解消の促進に関する教職員対応要領**

**文部科学分野における対応指針**

障害者差別解消法は、国公立大学を含む行政機関等に対して、同機関で働く職員が適切に対応するために必要な要領の作成を求めている（公立大学は努力義務）。また、私立大学に対しては、文部科学省が対応指針を示すことになっていて、これらの中では、各機関で取り組むべき内容が具体的に示されている。

特に、国公立大学が作成している教職員対応要領では、多くの大学で監督者の配置やその責務について言及されている他、相談体制の整備、紛争防止のための体制整備、大学によっては懲戒処分の方法等について具体的な記載が盛り込まれている。また、別紙として添えられた留意事項の中にも、情報保障の必要性等、具体的な場面ごとの事例が掲載されていることが多く、これらは各大学のウェブサイト等で公開されている。

## 「聴覚障害学生サポートブック ー18歳から学ぶ合理的配慮ー」編集グループ

太田 琢磨 (愛媛大学 バリアフリー推進室)  
甲斐 更紗 (九州大学 基幹教育院/キャンパスライフ・健康支援センター)  
梶山 玉香 (同志社大学 法学部/同志社大学 学生支援センター 障がい学生支援室長)  
小谷佐智子 (大阪教育大学 学務部 教務課教務企画係)  
※～2017年6月 学生支援課 障がい学生修学支援ルーム 職員  
志磨村早紀 (早稲田大学 障がい学生支援室)  
白澤 麻弓 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター)  
石野麻衣子 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター)  
平良 悟子 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター)  
中島亜紀子 (筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター)

### 執筆

太田 琢磨 (第2章 支援を受けるまでの流れ)  
甲斐 更紗 (第4章 ワーク3、5)  
梶山 玉香 (第3章)  
志磨村早紀 (第4章 ワーク1、2)  
白澤 麻弓 (第1章、第5章)  
石野麻衣子 (立場別! こんなときにココがおすすめ!  
第2章 高校と大学の違い・大学で過ごす4年間、第4章 ワーク4-2)  
平良 悟子 (第4章 ワーク4-1)  
中島亜紀子 (第2章 大学の組織と運営)

### 監修【第1章、第3章、第5章】

川島 聡 (岡山理科大学 経営学部)

### 表紙・イラスト

たかみねみきこ

### 編集

石野麻衣子・平良悟子・中島亜紀子・白澤麻弓

(順不同、敬称略。所属は2018年3月時点)

**聴覚障害学生サポートブック —18歳から学ぶ合理的配慮—**

発行日：2018年3月31日

編集：「聴覚障害学生サポートブック —18歳から学ぶ合理的配慮—」  
編集グループ

協力：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）

発行：筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター

〒305-8520 茨城県つくば市天久保 4-3-15

TEL / FAX 029-858-9438

E-mail [pepj-info@pepnet-j.org](mailto:pepj-info@pepnet-j.org)

ISBN：978-4-905362-19-7

本事業は、筑波技術大学「障害学生支援・大学間  
コラボレーションスキーム構築事業」の活動の一部です。



日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク

**PEPNet-Japan**



国立大学法人

筑波技術大学

ISBN 978-4-905362-19-7